

議案第2号

教育事務に関する議案に係る意見聴取

上記の意見聴取に対し、次のとおり回答する。

29千子子総収第538号
平成30年2月13日

千代田区長 石川 雅己 殿

千代田区教育委員会
教育長 坂田 融朗

教育事務に関する議案に係る意見聴取について (回答)

平成30年2月9日付29千政総務発第388号で照会のあった標記の件について、
下記のとおり回答いたします。

記

教育委員会の意見

下記の議案について、当委員会では異議ありません。

- ・ 職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職管理に関する条例（平成28年千代田区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「による」の次に「役職員等への」を加える。

第4条中「措置」の次に「、委員会の運営に関する事項」を加え、「千代田区規則」を「区規則」に改め、同条を第11条とする。

第3条中「（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）」、「（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）」及び「（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に掲げる職員（中等教育学校に勤務する者を除く。）にあっては、千代田区教育委員会）」を削り、同条を第6条とし、同条の次に次の4条を加える。

（千代田区退職管理委員会の設置）

第7条 職員の再就職の公正性の確保のため、千代田区長（以下「区長」という。）の附属機関として、千代田区退職管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、この条例の規定によりその権限に属された事項を処理する。
- 3 任命権者は、次に掲げる事項を行う場合には、あらかじめ委員会に諮問しなければならない。

（1） 第3条第2項第1号に規定する区政推進団体の認定及び区政推進団体の地位への職員又は職員であった者の推薦

（2） 第3条第2項第2号に規定する再就職のあっせん等の承認

（3） 第4条第2項第1号に規定する管理監督者等による求職活動の承認

（4） 第5条第2項第1号に規定する管理監督者等であった者による求職活動の承認

- 4 任命権者（区長を除く。）は、前項の規定による委員会への諮問について区長に委任することができる。

- 5 委員会は、第3項に掲げる事項の審議のほか、職員の退職管理の適正確保に関する事項について、任命権者から報告を受けることができる。

（委員会の組織）

第8条 委員会は、委員3人をもって組織する。

- 2 委員は、非常勤とする。

- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の委嘱)

第9条 委員は、人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができる者であって、法令及び人事管理に関する優れた知識及び経験を有するもののうちから、区長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の解職)

第10条 区長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解職することができる。

- (1) 破産手続開始の決定を受けたとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (3) 心身の故障により職務を遂行することができないと認められるとき。
- (4) 前条第3項前段の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員による職務上の義務違反その他引き続き委員として職務を執行することが著しく不適當であると区長が認めるとき。

第2条の次に次の3条を加える。

(再就職のあっせん等の規制)

第3条 職員は、再就職のあっせん等（営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。））に対し、他の職員をその離職後に、若しくは職員であった者を、当該営利企業等若しくはその子法人（同項に規定する子法人をいう。以下同じ。））の地位に就かせることを目的として、当該職員若しくは職員であった者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該職員をその離職後に、若しくは職員であった者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼することをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

(1) 区政推進団体（区政の総合的な推進を図るため、職員若しくは職員であった者を、その地位に推薦することが必要であると任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に掲げる職員（中等教育学校に勤務する者を除く。）にあっては、千代田区教育委員会。以下同じ。）が認定した団体をいう。以下同じ。）に対し、職員若しくは職員であった者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は任命権者の承認を得た職員若しくは職員であった者を、当該承認に係る区政推進団体の地位に推薦する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、再就職のあっせん等を行うことにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合において、千代田区規則（以下「区規則」という。）で定める手続により任命権者が行う承認に係る職員若しくは職員であった者を、当該承認に係る営利企業等の地位に就かせることを目的として行うとき。

(3) 前号の承認のために、営利企業等の地位に関する情報の提供を依頼する場合

(4) 職業安定法（昭和22年法律第141号）その他の法令の定める職業の安定に関する事務として行う場合

(5) 退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。）を退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として行う場合

（管理監督者等に対する在職中の求職活動の規制）

第4条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるもの（第6条に規定するものをいう。以下この条において「管理監督職」という。）に就いている又は就いていた職員（以下「管理監督者等」という。）は、求職活動（利害関係企業等（営利企業等のうち、管理監督職に就いているとき又は就いていたときの職務に利害関係を有するものとして区規則で定めるものをいう。以下同じ。））に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しく

は約束することをいう。以下同じ。)をしてはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 管理監督者等が、求職活動をすることにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合において、区規則で定める手続により任命権者が行う承認を得た管理監督者等が当該承認に係る利害関係企業等に対して行うとき。
- (2) 前条第2項第1号の規定により区政推進団体の地位に推薦された管理監督者等が、当該推薦に係る区政推進団体に対して行う場合
- (3) 前条第2項第2号の承認に係る管理監督者等が、当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合
- (4) 退職手当通算予定職員が退職手当通算法人に対して行う場合
(管理監督者等であった者に対する離職後の求職活動の規制)

第5条 任命権者は、職員であった者のうち離職日において管理監督者等であったもの(以下「管理監督者等であった者」という。)に対し、離職後2年間、求職活動をしないよう求めることができる。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 管理監督者等であった者が、求職活動をすることにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合において、区規則で定める手続により任命権者が行う承認を得た管理監督者等であった者が当該承認に係る利害関係企業等に対して行うとき。
- (2) 第3条第2項第1号の規定により区政推進団体の地位に推薦された管理監督者等であった者が、当該推薦に係る区政推進団体に対して行う場合
- (3) 第3条第2項第2号の承認に係る管理監督者等であった者が、当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合
- (4) 退職手当通算予定職員であった者が退職手当通算法人に対して行う場合

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年9月1日から施行する。

(準備行為)

2 区長は、この条例の施行の日前においても、この条例の施行に関し必要な準備行為を行うことができる。

新旧対照表 (抄)

○職員¹の退職管理に関する条例

| 新 (改正後) | 旧 (現 行) |
|--|-------------------------------|
| <p><u>(再就職者による役職員等への依頼等の規制)</u></p> | <p><u>(再就職者による依頼等の規制)</u></p> |
| <p>第2条 (現行に同じ)</p> | <p>第2条 (略)</p> |
| <p><u>(再就職のあっせん等の規制)</u></p> | |
| <p>第3条 職員は、再就職のあっせん等 (営利企業等 (法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。)) に対し、他の職員をその離職後に、若しくは職員であった者を、当該営利企業等若しくはその子法人 (同項に規定する子法人をいう。以下同じ。) の地位に就かせることを目的として、当該職員若しくは職員であった者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該職員をその離職後に、若しくは職員であった者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼することをいう。以下同じ。) をしてはならない。</p> | |
| <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。</p> | |
| <p>(1) 区政推進団体 (区政の総合的な推進を図るため、職員若しくは職員であった者を、その地位に推薦することが必要であると任命権者 (市町村立学校職員給与負担法 (昭和23年法律第135号) 第1条に掲げる職員 (中等教育学校に勤務する者を除く。)) にあっては、千代田区教育委員会。以下同じ。) が認定した団体をいう。以下同じ。) に対し、職員若しくは職員であった者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は任命権者の承認を得た職員若しくは職員であった者を、当該承認に係る区政推進団体の地位に推薦する場合</p> | |
| <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、再就職のあっせん等を行うことにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合において、千代田区規則 (以下「区規則」という。) で定める手続により任命権者が行う承認に係る職員若しくは職員であった者を、当該承認に係る営利企業等の地位に就かせることを目的として行うとき。</p> | |

- (3) 前号の承認のために、営利企業等の地位に関する情報の提供を依頼する場合
- (4) 職業安定法（昭和22年法律第141号）その他の法令の定める職業の安定に関する事務として行う場合
- (5) 退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。）を退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として行う場合（管理監督者等に対する在職中の求職活動の規制）

第4条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるもの（第6条に規定するものをいう。以下この条において「管理監督職」という。）に就いている又は就いていた職員（以下「管理監督者等」という。）は、求職活動（利害関係企業等（営利企業等のうち、管理監督職に就いているとき又は就いていたときの職務に利害関係を有するものとして区規則で定めるものをいう。以下同じ。）に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 管理監督者等が、求職活動をすることにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合において、区規則で定める手続により任命権者が行う承認を得た管理監督者等が当該承認に係る利害関係企業等に対して行うとき。
- (2) 前条第2項第1号の規定により区政推進団体の地位に推薦された管理監督者等が、当該推薦に係る区政推進団体に対して行う場合
- (3) 前条第2項第2号の承認に係る管理監督者等が、当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合
- (4) 退職手当通算予定職員が退職手当通算法人に対して行う場合（管理監督者等であった者に対する離職後

の求職活動の規制)

第5条 任命権者は、職員であった者のうち
離職日において管理監督者等であったもの
(以下「管理監督者等であった者」という。)
に対し、離職後2年間、求職活動をしない
よう求めることができる。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用
しない。

(1) 管理監督者等であった者が、求職活
動をすることにより公務の公正性の確保
に支障が生じないと認められる場合にお
いて、区規則で定める手続により任命権
者が行う承認を得た管理監督者等であ
った者が当該承認に係る利害関係企業等
に対して行うとき。

(2) 第3条第2項第1号の規定により区
政推進団体の地位に推薦された管理監督
者等であった者が、当該推薦に係る区政
推進団体に対して行う場合

(3) 第3条第2項第2号の承認に係る管
理監督者等であった者が、当該承認に係
る利害関係企業等に対して行う場合

(4) 退職手当通算予定職員であった者が
退職手当通算法人に対して行う場合

(任命権者への届出)

第6条 管理又は監督の地位にある職員の職
として人事委員会規則で定めるものに就
いている職員であった者(退職手当通算予
定職員であった者であって引き続いて退職
手当通算法人の地位に就いている者を除く。)
は、離職後2年間、営利企業以外の法人そ
の他の団体の地位に就いた場合(報酬を得
る場合に限る。)又は営利企業の地位に就
いた場合は、日々雇い入れられる者とな
った場合その他人事委員会規則で定める
場合を除き、人事委員会規則で定めると
ころにより、速やかに、離職した職又は
これに相当する職の任命権者に人事委員
会規則で定める事項を届け出なければならない。

(千代田区退職管理委員会の設置)

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職
として人事委員会規則で定めるものに就
いている職員であった者(退職手当通算予
定職員(法第38条の2第3項に規定する
退職手当通算予定職員をいう。))であ
った者であって引き続いて退職手当通算
法人(同条第2項に規定する退職手当通
算法人をいう。)の地位に就いている者
を除く。)は、離職後2年間、営利企業
以外の法人その他の団体の地位に就いた
場合(報酬を得る場合に限る。)又は営
利企業の地位に就いた場合は、日々雇
い入れられる者となった場合その他人
事委員会規則で定める場合を除き、人
事委員会規則で定めるところにより、
速やかに、離職した職又はこれに相
当する職の任命権者(市町村立学校
職員給与負担法(昭和23年法律第135
号)第1条に掲げる職員(中等教育
学校に勤務する者を除く。))にあ
っては、千代田区教育委員会)に人
事委員会規則で定める事項を届け出
なければならない。

第7条 職員の再就職の公正性の確保のため、千代田区長（以下「区長」という。）の附属機関として、千代田区退職管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この条例の規定によりその権限に属された事項を処理する。

3 任命権者は、次に掲げる事項を行う場合には、あらかじめ委員会に諮問しなければならない。

(1) 第3条第2項第1号に規定する区政推進団体の認定及び区政推進団体の地位への職員又は職員であった者の推薦

(2) 第3条第2項第2号に規定する再就職のあっせん等の承認

(3) 第4条第2項第1号に規定する管理監督者等による求職活動の承認

(4) 第5条第2項第1号に規定する管理監督者等であった者による求職活動の承認

4 任命権者（区長を除く。）は、前項の規定による委員会への諮問について区長に委任することができる。

5 委員会は、第3項に掲げる事項の審議のほか、職員の退職管理の適正確保に関する事項について、任命権者から報告を受けることができる。

(委員会の組織)

第8条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の委嘱)

第9条 委員は、人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができる者であって、法令及び人事管理に関する優れた知識及び経験を有するもののうちから、区長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とす

る。

(委員の解職)

第10条 区長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解職することができる。

- (1) 破産手続開始の決定を受けたとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (3) 心身の故障により職務を遂行することができないと認められるとき。
- (4) 前条第3項前段の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員による職務上の義務違反その他引き続き委員として職務を執行することが著しく不相当であると区長が認めるとき。

(委任)

第11条 法第38条の6第1項に規定する退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置、委員会の運営に関する事項その他この条例の施行に関し必要な事項は、区規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年9月1日から施行する。

(準備行為)

2 区長は、この条例の施行の日前においても、この条例の施行に関し必要な準備行為を行うことができる。

(委任)

第4条 法第38条の6第1項に規定する退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置その他この条例の施行に関し必要な事項は、千代田区規則で定める。

職員の退職管理について

1 趣 旨

職員等の再就職に関し、より一層の公務の公正性を確保するため、これまでの事後規制のほか、事前規制を導入する等の見直しを行う。

2 概 要

- (1) 職員等の「再就職あつせん」「求職活動」を規制し、再就職手続を厳格化
職員が、民間団体に対して、他の職員等についての再就職活動を実施する「再就職あつせん」や、管理職である職員等が、利害関係のある民間団体に対して、自身の再就職活動を実施する「求職活動」を原則禁止する。
※ 例外として、「退職管理委員会」の審査を経て、任命権者が承認したときは、禁止を解除
- (2) 「職員の再就職等に関するガイドライン」を策定し、再就職基準を明確化
職員の再就職に関する規制内容・手続や、区の外郭団体等に再就職する場合の要件について定めた「職員の再就職等に関するガイドライン」を策定する。
- (3) 外部有識者による「退職管理委員会」を設置し、再就職の公正性を確保
職員等の「再就職あつせん」「求職活動」を認めるケースに関する諮問・答申を行い、再就職の公正性を確保する。

3 改正条例

職員の退職管理に関する条例

4 施行予定期日

平成30年9月1日

退職管理制度の見直しについて

1 現行の退職管理制度導入の背景

- H28. 4. 1 **地方公務員**の退職管理制度（改正地方公務員法、退職管理条例等）開始

地方公務員法の趣旨

- 各自治体の退職慣行・再就職状況が様々であることに鑑み、**法では最低限の規制**
- 各種状況を勘案し、国家公務員の退職管理を踏まえ、**各自治体が必要な措置を判断の上実施**

2 現行の退職管理制度

- 他の特別区と同じ程度の再就職規制を実施

(1) 再就職者から現職職員への「働きかけ」規制

- **元職員**は、**現職職員**に対して、**職務上の行為をするよう又はしないように依頼等**を行うことを禁止

(2) 再就職状況の届出義務

- **管理職であった元職員**が**再就職**をする場合は、**就職情報を任命権者に届け出る**ことが必要

(3) 違反者に対する罰則

- 「**働きかけ規制**」に違反した**元職員・現職職員**には、**罰則（刑事罰・過料）・懲戒処分**あり

3 今回の見直しの経緯

職員の再就職を取り巻く環境変化

- **公務員の再就職に関する社会的関心の高まり**
- **区の外郭団体等への再就職**に関し、透明性・公平性を確保すべきとの意見

見直しの趣旨

職員等の再就職に関し、職員等の**職業選択の自由**、**社会での人材活用の有意性に配慮**しつつ、**これまでの事後規制の他、事前規制を導入**することにより、**より一層の公務の公正性・透明性を確保**

4 見直しのポイント

(1) 職員の「再就職あっせん」「求職活動」を規制し、再就職手続を厳格化

原則

次の「再就職あっせん」「求職活動」行為を禁止

再就職あっせん 職員が、民間団体に対して、他の職員等についての再就職活動を実施

- (例)・ 職員の人事情報を団体へ提供
- ・ 団体の処遇等に関する情報提供を団体へ依頼
 - ・ 再就職を要求・依頼

求職活動 管理職である職員等が、利害関係のある民間団体に対して、自身の再就職活動を実施

- (例)・ 自身の人事情報を団体へ提供
- ・ 団体の処遇等に関する情報提供を団体へ依頼
 - ・ 再就職を要求・約束

※ 「職員等」には、現職職員のほか、離職後2年未満の元職員を含む

例外

以下の場合に「退職管理委員会」の審査を経て、任命権者が承認したときは、禁止を解除

再就職あっせん① 区からの人事交流の必要性が認められる区の外郭団体等（区政推進団体）に対し、「再就職あっせん」を行う場合

- (例)・ 職員の人事情報を団体へ提供
- ・ 団体の処遇等に関する情報提供を団体へ依頼
 - ・ 再就職候補者を推薦

再就職あっせん② 区政推進団体以外の団体に対し、「職員等からの再就職意向」、「民間団体からの求人依頼」を集約し、人事課が職員等を団体へ紹介する場合

求職活動 承認を受けた管理職である職員等が、承認を受けた民間団体へ求職活動をする場合

※ 退職管理委員会では、個別の再就職あっせん・求職活動案件（職員等一団体の組合せ）の適否を審査さらに、例外「再就職あっせん①」の場合は、団体を区政推進団体に選定することの適否も審査（選定された団体とは、再就職候補者の推薦のための人事情報のやり取りが可能）

(2) 「職員の再就職等に関するガイドライン」を策定し、再就職基準を明確化

【ガイドラインの内容】

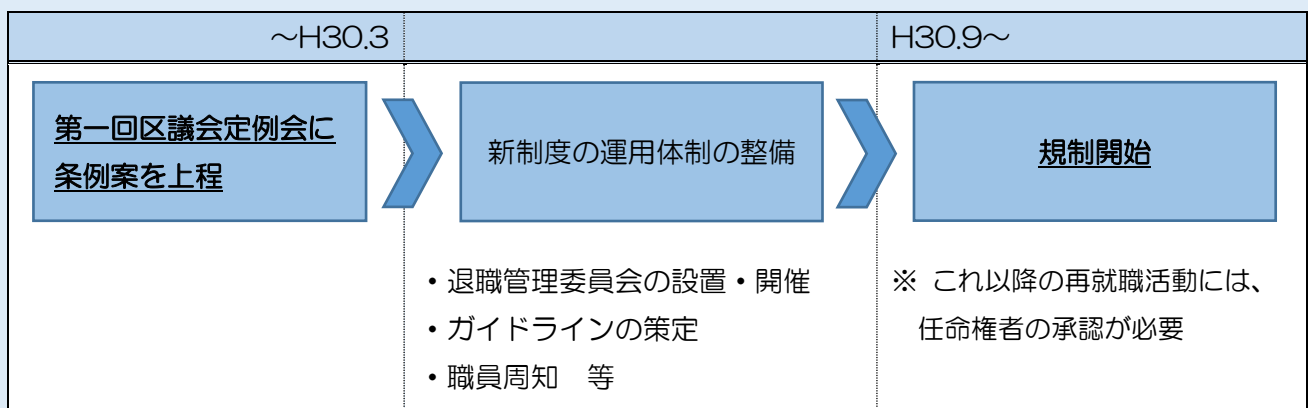
- 職員の再就職に関する規制内容・手続（上記4（1）の内容）
- 「区政推進団体」に関する要件
 - ※ 選定できる団体、団体に推薦できる職員、再就職に課す条件（在籍期間・報酬額等）

(3) 外部有識者による「退職管理委員会」を設置し、再就職の公正性・透明性を確保

【委員会の役割】

- 「職員の再就職等に関するガイドライン」の承認
- 上記4（1）の例外3ケースに関する諮問・答申
- 職員の再就職状況に関する報告の受領

5 今後のスケジュール



幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 12 年千代田区条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「のすべて」を削り、同条第 2 項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

第 11 条第 3 項中「額を合計して得た」を削り、同項各号を次のように改める。

(1) 前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに該当する扶養親族 6,000 円

(2) 前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）

9,000 円

第 11 条第 4 項中「（第 2 項第 2 号に掲げる子に限る。以下同じ。）」及び「（同項第 2 号に該当する子がある場合にあつては、特定期間にある当該扶養親族たる子の数から 1 を減じた数）」を削る。

第 12 条第 1 項第 2 号中「前条第 2 項第 2 号又は第 4 号に掲げる」を「扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する」に改め、同項第 3 号及び第 4 号を削り、同条第 3 項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

第 3 項に次の 1 項を加える。

4 第 2 項ただし書の規定は、前項第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(扶養手当に関する特例措置)

2 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間におけるこの条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 11 条第 3 項並びに第 12 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定の適用については、改正後の条例第 11 条第 3 項第 1 号中「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに該当する扶養親族 6,000 円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族 1 万円」と、同項中「(2) 前項第 2 号に該当する扶養親族

(以下「扶養親族たる子」という。) 9,000 円」とあるのは「

(2) 前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）で満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるもののうち 1 人（職員に配偶者のない場合に限る。） 1 万円

(3) 扶養親族たる子のうち前号に該当するもの以外のもの 7,500 円

(4) 前項第 3 号から第 6 号までに該当する扶養親族 6,000 円

」と、改正後の条例第 12 条第 1 項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号に該当する場合を除く。）

」と、同条第 3 項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、同条第 4 項中「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶

者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人(職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。)を扶養することにより扶養手当を受けている職員(同号に該当する扶養親族たる子(配偶者を欠く一子を除く。)を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。)が、この条例の施行の日以後、引き続き、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間はない配偶者を欠く一子を扶養する場合(当該職員が改正後の条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定される時を除く。)その他これに準ずる場合には、改正後の条例第11条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。

(1) 平成30年度 1万1,500円

(2) 平成31年度から平成35年度まで 1万3,000円

4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合(当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。)には、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出は、改正後の条例第12条第1項の規定による届出とみなす。

6 附則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。

新旧対照表（抄）

○幼稚園教育職員の給与に関する条例

| 新（改正後） | 旧（現 行） |
|---|--|
| <p>(扶養手当)</p> <p>第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p><u>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p><u>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p><u>(6) 重度心身障害者</u></p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。</p> <p><u>(1) 前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円</u></p> <p><u>(2) 前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) 9,000円</u></p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> | <p>(扶養手当)</p> <p>第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員<u>のすべて</u>に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>及び孫</u></p> <p>(3) 満60歳以上の父母及び祖父母</p> <p><u>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p><u>(5) 重度心身障害者</u></p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる<u>額を合計して得た額</u>とする。</p> <p><u>(1) 前項第1号に掲げる者 1万3,700円</u></p> <p><u>(2) 前項第2号に掲げる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。） 1万3,700円</u></p> <p><u>(3) 前項第2号から第5号までに掲げる者のうち2人（前号に該当する扶養親族を有する場合にあっては、1人）までのもの 6,000円</u></p> <p><u>(4) 前項第2号から第5号までに掲げる者のうち前2号に該当するもの以外のもの 6,000円</u></p> <p>4 扶養親族たる子<u>（第2項第2号に掲げる子に限る。以下同じ。）</u>のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数（<u>同項第2号に該当する子がある場合にあっては、特定期間にある当該扶養親族たる子の数から1を減じた数</u>）を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(1) (現行に同じ)</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者があ る場合 (<u>扶養親族たる子又は前条第2項第3 号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満 22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過 により、扶養親族たる要件を欠くに至った場 合を除く。)</u>)</p> | <p>(1) (略)</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者があ る場合 (<u>前条第2項第2号又は第4号に掲げ る扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初 の3月31日の経過により、扶養親族たる要件 を欠くに至った場合を除く。)</u>)</p> <p>(3) <u>扶養親族たる子がある職員が配偶者のな い職員となった場合 (前号に該当する場合を 除く。)</u></p> <p>(4) <u>扶養親族たる子がある職員が配偶者を有 するに至った場合 (第1号に該当する場合を 除く。)</u></p> |
| <p>2 (現行に同じ)</p> | <p>2 (略)</p> |
| <p>3 <u>扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する 事実が生じた場合においては、その事実が生じ た日の属する月の翌月 (その日が月の初日であ るときは、その日の属する月) からその支給額 を改定する。</u></p> <p>(1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第1 項第1号に掲げる事実が生じた場合</u></p> <p>(2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族 で第1項の規定による届出に係るものの一部が 扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u></p> <p>(3) <u>扶養親族たる子で第1項の規定による 届出に係るものうち特定期間にある子でなか ったものが特定期間にある子となった場合</u></p> | <p>3 <u>扶養手当は、これを受けている職員に更に第 1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手 当を受けている職員の扶養親族で同項の規定に よる届出に係るものの一部が扶養親族たる要件 を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職 員について同項第3号若しくは第4号に掲げる 事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で 同項の規定による届出に係るものうち特定期 間にある子でなかった者が特定期間にある子と なった場合においては、これらの事実が生じた 日の属する月の翌月 (これらの日が月の初日で あるときは、その日の属する月) からその支給 額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手 当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げ る事実が生じた場合における扶養手当の支給額 の改定 (扶養親族たる子で同項の規定による届 出に係るものがある職員で配偶者のないものが 扶養親族たる配偶者を有するに至った場合にお ける当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給 額の改定を除く。) 及び扶養手当を受けている 職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による 届出に係るものがある職員が配偶者のない職員 となった場合における当該扶養親族たる子に係 る扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p> |
| <p>4 <u>第2項ただし書きの規定は、前項第1号に掲 げる事実が生じた場合における扶養手当の支給 額の改定について準用する。</u></p> | |
| <p><u>附則</u> (<u>施行期日</u>)</p> | |
| <p>1 <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。 (扶養手当に関する特例措置)</u></p> | |
| <p>2 <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで の間におけるこの条例による改正後の幼稚園教 育職員の給与に関する条例 (以下「改正後の条 例」という。) 第11条第3項並びに第12条第1 項、第3項及び第4項の規定の適用については、 改正後の条例第11条第3項第1号中「前項第1</u></p> | |

号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族 1万円」と、同項中「(2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 9,000円」とあるのは「(2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）で満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。）

1万円

(3) 扶養親族たる子のうち前号に該当するもの以外のもので 7,500円

(4) 前項第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円

」と、改正後の条例第12条第1項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

」と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、同条第4項中「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

3 平成30年3月31日において、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子の

うち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間はない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第11条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第11条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。

（1）平成30年度 1万1,500円

（2）平成31年度から平成35年度まで 1万3,000円

4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出は、改正後の条例第12条第1項の規定による届出とみなす。

6 附則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

1 改正趣旨

平成29年第4回定例会において、平成29年特別区人事委員会勧告に基づく公民較差解消を図るための給料表改正及び勤勉手当の引上げ改定が行われた。勧告では、他に扶養手当の見直しに伴う改正についても提言がされ、平成29年11月に労使交渉が妥結している。

今回、まだ改正を実施していない「扶養手当」の見直しについて、必要な改正を行う。

2 改正概要

| 項目・条文 | 改正内容 | 施行年月日 |
|----------------------------|---|-----------|
| 扶養手当の見直し (条例第11条及び第12条) | 他団体において国と同様の改正をする団体が多くみられること、子に係る手当を充実する必要性が認められること等により、国の制度と大枠において均衡を図ることが適当であるとの判断から扶養手当を改正する。 ・配偶者：13,700円 → 6,000円 ・子：6,000円 → 9,000円 ・配偶者を欠く一子：13,700円 → 9,000円 ※父母等は変わらず。 ※経過措置あり。 | 平成30年4月1日 |

扶養手当の見直し内容

| 区分 | 現行 | | 改正 | |
|----------|----------------------------|--|---|----------|
| | 平成 29 年度 (本則・改正前第 11 条) | 平成 30 年度 (改正附則第 2 項) | 平成 31 年度 (本則・改正後第 11 条) | |
| 配偶者 | 13,700 円 | 10,000 円 | 6,000 円 | |
| 子 | 6,000 円 | 7,500 円 | 9,000 円 | |
| | 特定期間 | 10,000 円 | 11,500 円 | 13,000 円 |
| 配偶者を欠く一子 | 13,700 円 | 10,000 円 | 9,000 円 | |
| | 特定期間 | (13,700 円) 「配偶者を欠く一子」は、第 11 条第 4 項後段かっこ書きにて特定期間の加算については除外されている。 | 11,500 円 ←改正にて除外規定削除。上記「子」の特定期間と同額となる。 | 13,000 円 |
| 父母等 | 6,000 円 | 6,000 円 | 6,000 円 | |

(注) ①平成 30 年 3 月 31 日において

②「配偶者を欠く一子のみ」又は「配偶者を欠く一子及び父母等」を扶養することにより扶養手当を受給されている職員が

③施行日以後、引き続き、特定期間にない「配偶者を欠く一子のみ」又は特定期間にない「配偶者を欠く一子及び父母等」を扶養

に該当する場合、激変緩和による経過措置あり (改正附則第 3 項)。

- ・平成 30 年度 11,500 円
- ・平成 31 年度～平成 35 年度 13,000 円

※特定期間 (条例第 11 条第 4 項) とは、

「満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日」から「満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日」までの間にある子 をいう。

平成30年度 当初予算（案）の概況

| | |
|--------------------------|----|
| 1. 予算の特徴 | 1 |
| 2. 各会計予算の規模 | 2 |
| 3. 歳入予算（一般会計） | 3 |
| 4. 歳出予算（一般会計） | 5 |
| 5. 区民生活を支えるために重点的に取り組む施策 | |
| ・次世代育成に関する取組み | 7 |
| ・保健福祉に関する取組み | 16 |
| ・危機管理に関する取組み | 24 |
| ・環境対策に関する取組み | 27 |
| ・その他、重点的に取り組む事業 | 30 |
| ・特別会計 | 35 |
| 6. 今後の財政見通し | 38 |

1

予算の特徴

豊かな地域社会の実現に向け、
区民生活を支える事業を
効果的に力強く進める予算



千代田区では、平成 29 年 4 月に住民基本台帳人口が 6 万人を超え、人口増加が続いています。特に、子どもや高齢者など、行政サービスを必要とする年齢層の増加が著しく、待機児童の解消や特色ある教育の充実、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年を見据えた高齢者対策の推進などの課題を抱えています。

加えて、地球温暖化対策、首都直下型地震への備えなど、区民生活に密接に関わる課題にも確実に対応していく必要があります。

同時に、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、次世代に継承していくソフト・ハード両面でのレガシーの構築に向けた、より積極的な施策を展開していくことも求められています。

一方、歳入の大きな柱である特別区税収入は、引き続き、堅調に推移していくことを見込んでいますが、平成 30 年度税制改正においては、都市部と地方との税収格差を是正するような地方消費税の清算基準の更なる見直しが行われました。今後も更なる改正が行われることが想定されるため、引き続き、国の動向を注視し、減収リスクに十分留意していく必要があります。

このような状況の中にあっても、区は、「ちよだみらいプロジェクト-千代田区第 3 次基本計画 2015-」がめざす安心して暮らせる「豊かな地域社会」の実現に向け、様々な取組みを更に加速させていく必要があります。

平成 30 年度予算は、「区民生活を支える事業を効果的に力強く進める予算」として、子育て支援の充実、質の高い教育の推進などの「次世代育成に関する取組み」、高齢者・障害者福祉の充実、健康づくりの支援などの「保健福祉に関する取組み」、危機管理対応力の向上、安全・安心なまちづくりなどの「危機管理に関する取組み」、地球温暖化対策、ヒートアイランド対策などの「環境対策に関する取組み」を重点事項に定め、編成を行いました。

2

各会計予算の規模

- 平成30年度の全会計の予算規模は、735億13百万円、前年度対比66億97百万円、10.0%の増となりました。全会計の当初予算の規模としては、過去最大となりました。
- 一般会計は、619億65百万円、前年度対比73億65百万円、13.5%の増となり、一般会計の当初予算の規模としては過去最大となりました。なお、区民一人あたりの予算額は101万1千円(※)となりました。
- 国民健康保険事業会計は、54億42百万円、前年度対比△6億49百万円、△10.7%の減となりました。
- 介護保険特別会計は、44億51百万円、前年度対比△88百万円、△1.9%の減となりました。
- 後期高齢者医療特別会計は、16億56百万円、前年度対比68百万円、4.3%の増となりました。

(※)平成30年度一般会計予算額を平成30年1月1日現在の住民基本台帳人口61,269人で除して算出した額です。(千円未満は四捨五入しています。)

各会計予算の編成状況

(単位：百万円)

| 会 計 名 | 平成30年度 | 平成29年度 | 増(△)減額 | 増(△)減率 |
|-------------|--------|--------|--------|---------|
| 一 般 会 計 | 61,965 | 54,599 | 7,365 | 13.5% |
| 国民健康保険事業会計 | 5,442 | 6,091 | △ 649 | △ 10.7% |
| 介護保険特別会計 | 4,451 | 4,538 | △ 88 | △ 1.9% |
| 後期高齢者医療特別会計 | 1,656 | 1,587 | 68 | 4.3% |
| 全 会 計 合 計 | 73,513 | 66,816 | 6,697 | 10.0% |

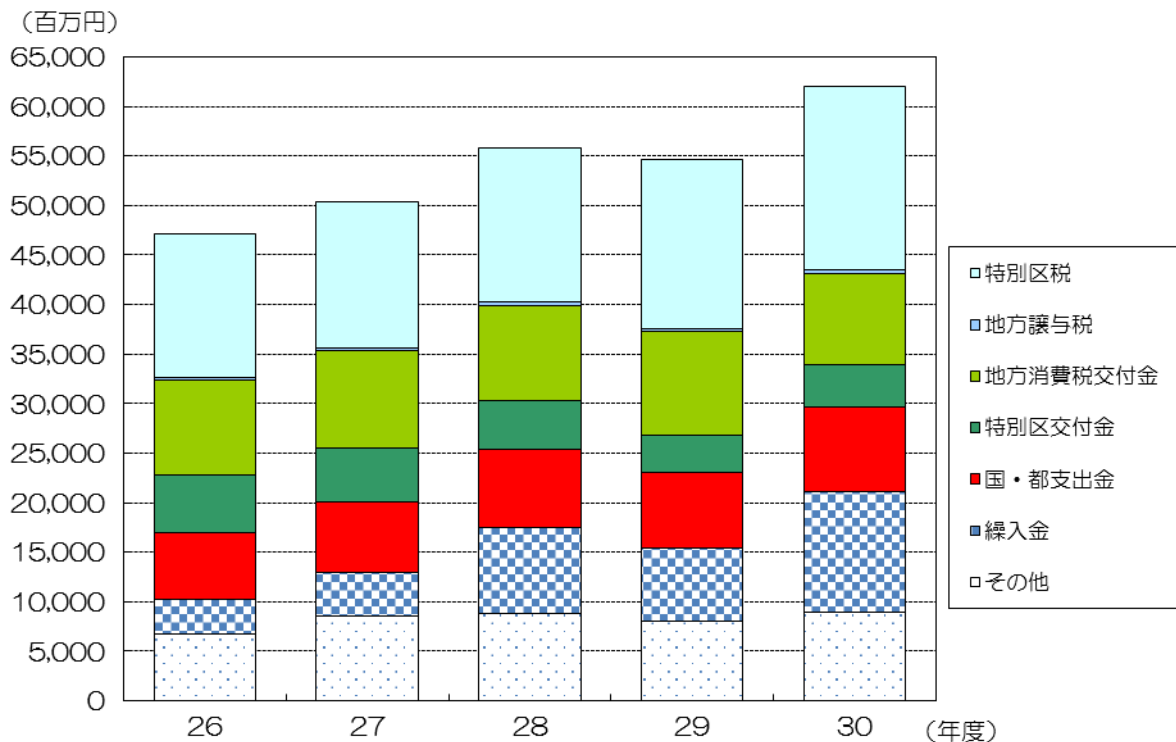
※千円単位で計算し、表示単位未満を四捨五入しているため、合計等と一致しない場合があります。

3

歳入予算（一般会計）

- 特別区税は、前年度対比 14 億 68 百万円、8.6%の増となりました。このうち特別区民税は、納税義務者数の増などにより、前年度対比 17 億 50 百万円、13.3%の増、特別区たばこ税は、喫煙率低下等に伴う売渡本数の減により、前年度対比△2 億 87 百万円、△7.3%の減、入湯税は、前年度対比 3 百万円、122.1%の増となりました。
- 地方消費税交付金は、平成 30 年度税制改正による都道府県間の清算基準の見直しなどにより前年度対比△13 億円、△12.4%の減となりました。
- 特別区交付金は、「特別交付金」の増などにより、前年度対比 6 億 19 百万円、16.8%の増となりました。
- 分担金及び負担金は、「橋梁補修事業費負担金」の増などにより、前年度対比 6 億 44 百万円、92.2%の増となりました。
- 都支出金は、「私立保育所等整備費補助金」の増などにより、前年度対比 6 億 97 百万円、24.4%の増となりました。
- 繰入金は、「社会資本等整備基金繰入金」の増などにより、前年度対比 48 億 83 百万円、66.5%の増となりました。

歳入予算額の推移



歳入予算一覧表

| 区 分 科 目 | 平成30年度予算額 | | 平成29年度予算額 | | 増(△)減額 千円 | 増(△)減率 % |
|----------------|------------|----------|------------|----------|--------------|-------------|
| | 金 額 千円 | 構成比 % | 金 額 千円 | 構成比 % | | |
| 1 特 別 区 税 | 18,517,536 | 29.9 | 17,049,883 | 31.2 | 1,467,653 | 8.6 |
| 特別区民税 | 14,860,652 | 24.0 | 13,110,429 | 24.0 | 1,750,223 | 13.3 |
| 軽自動車税 | 29,604 | 0.0 | 28,102 | 0.1 | 1,502 | 5.3 |
| 特別区たばこ税 | 3,622,058 | 5.8 | 3,909,001 | 7.2 | △286,943 | △7.3 |
| 入湯税 | 5,222 | 0.0 | 2,351 | 0.0 | 2,871 | 122.1 |
| 2 地 方 譲 与 税 | 300,000 | 0.5 | 300,000 | 0.5 | 0 | 0.0 |
| 3 利子割交付金 | 50,000 | 0.1 | 50,000 | 0.1 | 0 | 0.0 |
| 4 配当割交付金 | 200,000 | 0.3 | 200,000 | 0.4 | 0 | 0.0 |
| 5 株式譲渡所得割交付金 | 150,000 | 0.2 | 150,000 | 0.3 | 0 | 0.0 |
| 6 地方消費税交付金 | 9,200,000 | 14.8 | 10,500,000 | 19.2 | △1,300,000 | △12.4 |
| 7 自動車取得税交付金 | 120,000 | 0.2 | 120,000 | 0.2 | 0 | 0.0 |
| 8 地方特例交付金 | 8,000 | 0.0 | 8,000 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 9 特別区交付金 | 4,311,359 | 7.0 | 3,692,312 | 6.8 | 619,047 | 16.8 |
| 10 交通安全対策特別交付金 | 25,000 | 0.0 | 25,000 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 11 分担金及び負担金 | 1,342,679 | 2.2 | 698,542 | 1.3 | 644,137 | 92.2 |
| 12 使用料及び手数料 | 5,078,166 | 8.2 | 4,981,813 | 9.1 | 96,353 | 1.9 |
| 13 国庫支出金 | 4,932,955 | 8.0 | 4,828,540 | 8.8 | 104,415 | 2.2 |
| 14 都支出金 | 3,550,145 | 5.7 | 2,853,244 | 5.2 | 696,901 | 24.4 |
| 15 財産収入 | 321,807 | 0.5 | 262,646 | 0.5 | 59,161 | 22.5 |
| 16 寄附金 | 40,170 | 0.1 | 42,763 | 0.1 | △2,593 | △6.1 |
| 17 繰入金 | 12,223,943 | 19.7 | 7,340,479 | 13.4 | 4,883,464 | 66.5 |
| 18 繰越金 | 100,000 | 0.2 | 100,000 | 0.2 | 0 | 0.0 |
| 19 諸収入 | 1,492,831 | 2.4 | 1,395,917 | 2.6 | 96,914 | 6.9 |
| 歳入合計 | 61,964,591 | 100.0 | 54,599,139 | 100.0 | 7,365,452 | 13.5 |

※入湯税は地方税法に基づき、観光の振興経費へ活用します。

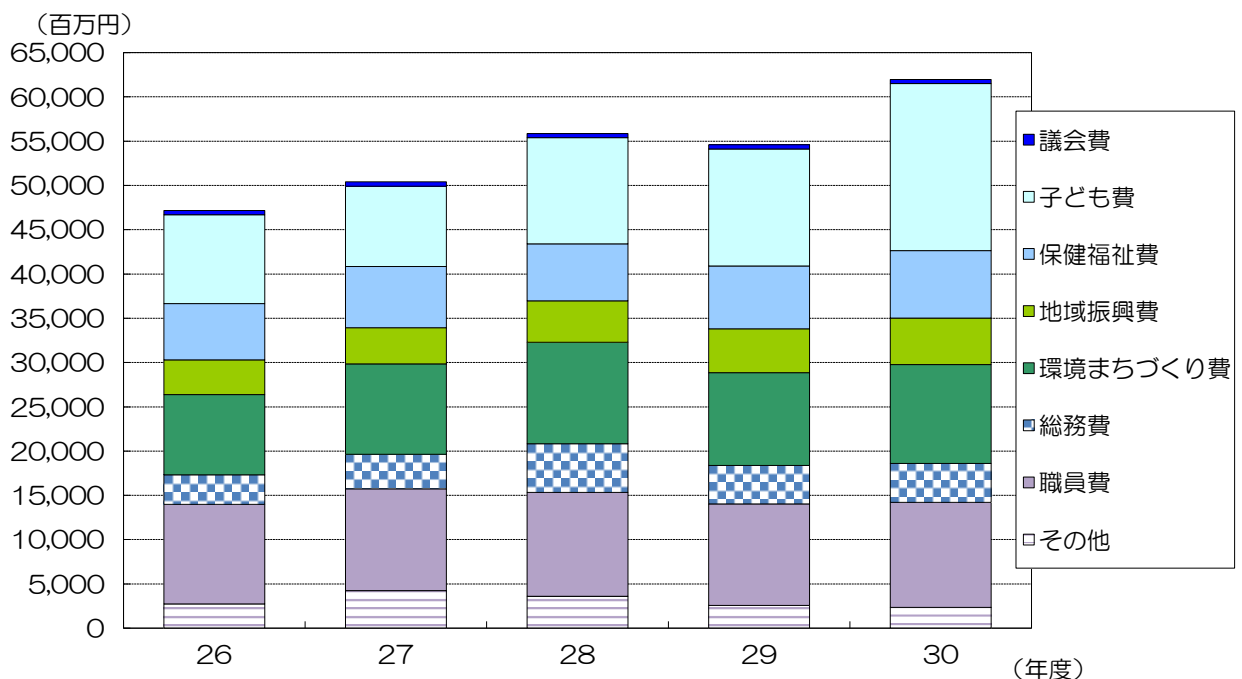
※地方消費税交付金のうち、平成26年度の消費税法改正に伴う税率改定分については、社会保障費へ活用します。

4

歳出予算（一般会計）

- 議会費は、「議会運営システムの整備」の減などにより、前年度対比△26 百万円、△5.3%の減となりました。
- 子ども費は、「九段小学校・幼稚園の整備」、「私立保育所等整備補助」、「私立保育所等運営補助」の増などにより、前年度対比 56 億 57 百万円、42.8%の増となりました。
- 保健福祉費は、「淡路町施設浴場等改修」や「精神障害者就労継続支援施設の整備・運営補助」、「介護施設等助成」の増などにより、前年度対比 5 億 22 百万円、7.4%の増となりました。
- 地域振興費は、「証明書コンビニ交付」、「喫煙所設置対策」の増などにより、前年度対比 2 億 97 百万円、6.0%の増となりました。
- 環境まちづくり費は、「橋梁の整備」、「ヒートアイランド対策の推進」の増などにより、前年度対比 6 億 90 百万円、6.6%の増となりました。
- 総務費は、「情報セキュリティの確保」の増などにより、前年度対比 51 百万円、1.2%の増となりました。
- 職員費は、定年退職者数の増による退職手当の増などにより、前年度対比 3 億 95 百万円、3.4%の増となりました。
- 公債費は、「特別区債元金償還金」の減などにより、前年度対比△2 億 24 百万円、△59.0%の減となりました。

歳出予算額（目的別）の推移

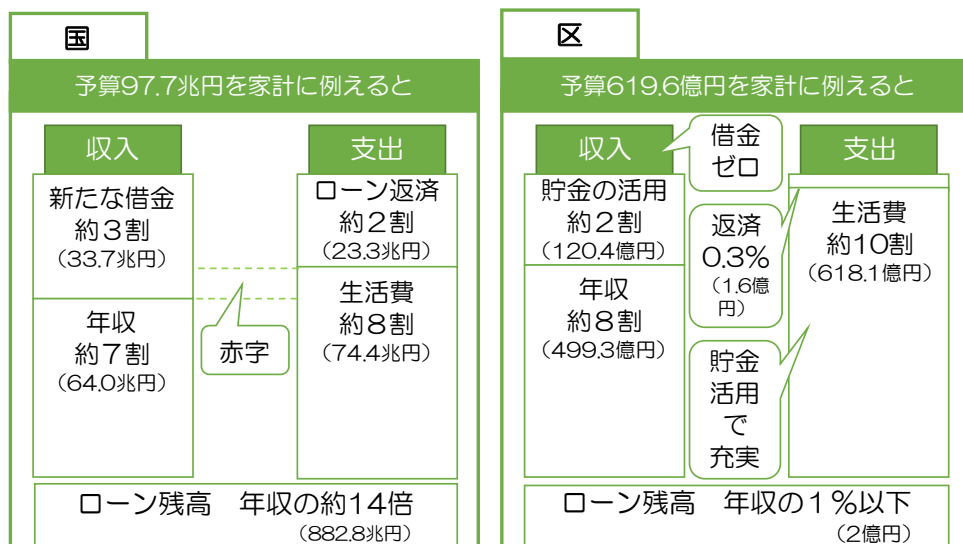


歳出予算一覧表（目的別）

| 区 分 科 目 | 平成30年度予算額 | | 平成29年度予算額 | | 増(△)減額 | 増(△)減率 |
|------------------|------------|-------|------------|-------|-----------|--------|
| | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 構成比 | | |
| | 千円 | % | 千円 | % | 千円 | % |
| 1 議 会 費 | 458,324 | 0.7 | 483,854 | 0.9 | △25,530 | △5.3 |
| 2 子 ど も 費 | 18,865,742 | 30.4 | 13,208,868 | 24.2 | 5,656,874 | 42.8 |
| 3 保 健 福 祉 費 | 7,617,868 | 12.3 | 7,095,923 | 13.0 | 521,945 | 7.4 |
| 4 地 域 振 興 費 | 5,251,937 | 8.5 | 4,954,468 | 9.1 | 297,469 | 6.0 |
| 5 環 境 ま ち づ くり 費 | 11,166,464 | 18.0 | 10,476,906 | 19.2 | 689,558 | 6.6 |
| 6 総 務 費 | 4,396,276 | 7.1 | 4,345,030 | 8.0 | 51,246 | 1.2 |
| 7 職 員 費 | 11,858,814 | 19.1 | 11,464,119 | 21.0 | 394,695 | 3.4 |
| 8 公 債 費 | 155,428 | 0.3 | 379,071 | 0.7 | △223,643 | △59.0 |
| 9 諸 支 出 金 | 2,043,738 | 3.3 | 2,040,900 | 3.7 | 2,838 | 0.1 |
| 10 予 備 費 | 150,000 | 0.2 | 150,000 | 0.3 | 0 | 0.0 |
| 歳 出 合 計 | 61,964,591 | 100.0 | 54,599,139 | 100.0 | 7,365,452 | 13.5 |

予算を家計に例えると（国との比較）

- 以下の図は、国と区の平成30年度一般会計予算案を家計に例えて比較したものです。
- 国は、「生活費」を「新たな借金」に頼っており、「ローン返済」や「ローン残高」ともに多額になっています。
- 一方、区は、「借金」ゼロで「生活費」を賄っており、「ローン返済」、「ローン残高」ともに少額です。
- さらに、これまでの努力による「貯金」を活用することで、子育てに関する支出や高齢者に関する支出を充実させています。



※表示単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない場合があります
 ※公債金を「新たな借金」に、基金繰入を「貯金の活用」に、それ以外の歳入を「年収」に例えています
 ※国は国債費、区は公債費を「ローン返済」に、それ以外の歳出を「生活費」に例えています
 ※国は普通国債残高、区は区債残高を「ローン残高」に例えています（平成30年度末の見込額）

次世代育成に関する取組み 予算総額 18,940 百万円 (平成 29 年度 13,589 百万円)

保育園と学童クラブにおける「待機児童ゼロ」を引き続き堅持するため、私立認可保育所・私立学童クラブの整備や、保育士への奨学金返済支援による保育士等の人材確保と定着率の向上を図り、子どもの健やかな成長に向けた支援を行います。また、大人も子どもも共に成長していく「共育」の理念のもとに、妊娠期を含む子育て世代や0～18歳までの子どもの成長を見通した切れ目のない支援体制の充実、子育て世代の経済的負担軽減を行い、子育て環境の向上をめざします。

■ 保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる環境を整えます

保護者の就業形態等の多様化に応じた教育・保育の形態が選べ、どの教育・保育施設でも子どもたちがのびのび成長できるよう良好な環境を整えます。

- 増大する保育需要に対応するため、平成 30 年 9 月に 1 か所、平成 31 年 4 月に 3 か所、平成 31 年度中に 2 か所の私立認可保育所の開設をめざし、保育定員の拡大を図り、保育園の待機児童ゼロに向けて取り組みます。また、保育士確保策として、開設前の研修等の人材確保に要する経費の補助を継続していきます。
- 保育所運営事業者に対し、保育従事者の処遇改善や宿舍借り上げ補助、栄養士・看護師等職員の配置経費補助など、区独自補助や上乗せ補助を継続して実施し、保育環境の充実・保育の質の確保に取り組みます。
- 増大する学童クラブ入会希望に対応するため、平成 30 年 4 月に私立学童クラブを 1 か所開設します。また、平成 30 年 10 月に 1 か所、平成 31 年 4 月に 1 か所の私立学童クラブの開設をめざすことで、学童クラブの待機児童ゼロを継続し、子どもの生活の場としての居場所づくりを充実します。さらに、学童クラブ指導員等の確保策として、開設前の研修等の人材確保に要する経費の補助や、従事職員の人材定着及びスキルアップ等を図るために処遇改善を実施します。
- 平成 31 年度に「千代田区次世代育成支援計画」が最終年度を迎えるにあたり、次期計画の策定に向けて調査を行います。

(単位：千円)

| 「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み | 新規 拡充 独自 | 30予算額 | 29予算額 | 増(△)減額 |
|---------------------------------------|----------------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | |
| 待機児童ゼロ対策（保育園・学童クラブ） | | | | |
| 私立保育所等整備補助（私立保育所） | 拡充 | 2,110,104 | 414,751 | 1,695,353 |
| 私立保育所等整備補助（私立学童クラブ） | 拡充 | 150,982 | 52,000 | 98,982 |
| 民間事業者支援（保育園） | | | | |
| 私立保育所等運営補助 | 拡充 | 2,312,100 | 2,038,268 | 273,832 |
| 地域型保育事業運営補助 | | 584,970 | 513,678 | 71,292 |
| 認証保育所等運営補助 | 拡充 | 1,129,187 | 1,153,607 | △ 24,420 |
| 民間事業者支援（学童クラブ） | | | | |
| 学校内学童クラブ | 拡充 | 186,740 | 181,338 | 5,402 |
| いずみこどもプラザ運営補助 ※児童館的機能、一時預かり保育分も含む | 拡充 | 79,744 | 77,083 | 2,661 |
| 富士見わんぱくひろば事業運営 ※児童館的機能、一時預かり保育分も含む | 拡充 | 94,212 | 94,312 | △ 100 |
| 私立学童クラブ運営補助 | 拡充 | 364,473 | 244,683 | 119,790 |
| 児童施設の整備 | | | | |
| 四番町保育園・児童館等の整備関連事業 | | 152,840 | 96,667 | 56,173 |
| その他 | | | | |
| 地域型保育研修 | 新規 | 4,325 | 0 | 4,325 |
| 次世代育成支援計画の策定 | 新規 | 7,668 | 0 | 7,668 |
| 放課後子ども教室 | | 117,632 | 117,652 | △ 20 |
| 保育施設防災対策等 | 新規 | 1,286 | 0 | 1,286 |

■ 安心して子育てができ、子どもたちがすくすくと育つ地域づくりを進めます

妊娠・出産から子育てまで継続した支援を行い、子育てに関する不安が少なく、次世代を担う子どもたちが健やかに成長できるまちづくりをめざします。

- 子育ての知識や経験を有した相談員（子育てコーディネーター）が、子育てに一人で悩む「孤育て」に陥らないよう、区役所等の窓口だけでなく、児童館や保育所などの保護者に身近な施設を巡回し、子育て支援の情報提供や悩みを抱える保護者に寄り添う形での相談などを引き続き実施します。
- 子ども発達センター「さくらキッズ」は、近年利用登録児童が増加し、言語指導等の長期利用待ちが発生しているため、言語聴覚士と臨床心理士を増員し、利用待機の解消を図るほか、幼稚園や保育園等との連携や情報交換を行う在籍園訪問を定期的に実施します。
- 区内在住の重度・重症心身障害児及び医療的ケアが必要な児童に対して、区が契約する訪問看護事業所等の訪問看護師が自宅に出向き、子どものケアを一定時間実施し、家族の休養や介護負担の軽減を図ります。
- 園庭のない私立認可保育所等が、代替園庭として利用しているすべての公園や戶外活動先の児童遊園について、園児たちが安心して安全に遊ぶことができるよう、パトロール要員の配置や送迎バスを区で借り上げ、園外活動を支援していきます。
- 保育施設の人材確保と定着率の向上を図るため、保育士として就業する者の奨学金の返済を助成し、質の高い保育サービスの提供につなげていきます。

（単位：千円）

| 「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み | 新規 拡充 独自 | 30予算額 | 29予算額 | 増(△)減額 |
|---------------------------------------|----------------|--------|--------|--------|
| | | | | |
| 子ども・子育てに関する総合相談／児童の虐待防止・早期発見 | | | | |
| 子育てコーディネーター事業 | 拡充 | 14,135 | 13,559 | 576 |
| 子育てひろば | | 4,598 | 4,228 | 370 |
| 地域子育て支援事業運営補助 | 拡充 | 64,486 | 59,522 | 4,964 |

(単位：千円)

| 「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み | 新規 拡充 独自 | 30予算額 | 29予算額 | 増(△)減額 |
|---------------------------------------|----------------|---------|---------|----------|
| 主な事業 | | | | |
| 子どもを支援するための給付 | | | | |
| 児童手当等の支給 | 独自 | 918,285 | 887,865 | 30,420 |
| こども医療費助成 | 独自 | 351,674 | 361,920 | △ 10,246 |
| その他 | | | | |
| 子ども発達センター「さくらキッズ」 | 拡充 独自 | 91,445 | 84,725 | 6,720 |
| 重症心身障害児等在宅レスパイト事業 | 新規 独自 | 14,460 | 0 | 14,460 |
| 園外活動支援事業 | 新規 | 9,927 | 0 | 9,927 |
| 保育士奨学金返済支援助成 | 新規 | 21,600 | 0 | 21,600 |

■ 他者を思いやり、人との関係をより良く築く力を共に育む教育を進めます

個に応じた指導の充実を図るとともに、多様な人間関係の中で、他者を思いやり、相手の立場に立って考えられる力を育むため、心の教育を充実します。

- 子どもが読むことを想定した「子ども版共育ビジョン」を作成し、すべての子どもには生きる権利、守られる権利、育つ権利及び参加する権利があること、共育の理念をわかりやすく伝えます。
- 大きな社会問題となっている「いじめ問題」等に対して、子どもたちが多様な人と関わる経験から、思いやりの心や規範意識を醸成する心の教育を進めます。さらに学校・家庭・地域がともに手を携えて、いじめ、不登校の未然防止・早期発見に引き続き取り組み、新たに学級経営支援アドバイザーを活用し、よりよい学級づくりに繋げていきます。
- 特別支援教育の充実を図るため、専門性の高いアドバイザーが各校園へ助言を行う巡回時間を増やすとともに、幼児・児童・生徒に対する支援を行う学習・生活支援員等の配置体制を見直し、幼小の連携を深めた継続的な支援を強化していきます。加えて外国人児童・生徒や帰国児童・生徒が日本語を用いて安心して学校生活を送れるよう、在籍校への訪問指導を引き続き行っていきます。

(単位：千円)

| 「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み | | 新規 拡充 独自 | 30予算額 | 29予算額 | 増(△)減額 |
|---------------------------------------|--|----------------|---------|---------|--------|
| 主な事業 | | | | | |
| 心の教育の推進／多様な体験活動の充実／子どものいじめ防止対策 | | | | | |
| 子ども版共育ビジョンの作成 | | 新規 独自 | 986 | 0 | 986 |
| 心の教育の推進 | | 拡充 独自 | 9,379 | 9,259 | 120 |
| 個に応じた指導の充実 | | | | | |
| 個に応じた指導の充実 | | 拡充 | 127,044 | 119,397 | 7,647 |

■ グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます

社会の変革に対応するため、国際教育の一層の推進に努め、学力・体力の向上を図るとともに、各学校の実情を活かした特色ある教育の充実を図ります。

- 特色ある教育活動として、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組みや、外部指導員を活用した部活動における児童・生徒の意欲や技術力の向上、学校・園で長年行っている伝統的な行事を継承していくことにより、地域等との連携を図るほか、教員の負担を軽減していきます。
- 区立小学校・中学校・中等教育学校において、ICT機器を活用し、児童・生徒が教え合い、学び合う協働学習などを行うICT教育を引き続き進めます。
- 平成32年度の小学校の学習指導要領改定に対応するため、段階的に英語の指導時数を増やすほか、東京都教育委員会が進める国際教育事業「Tokyo Global Gateway」を活用し、国際的な視野を広めるとともに、国際性豊かな生徒の育成を図ります。

(単位：千円)

| 「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み | 新規 拡充 独自 | 30予算額 | 29予算額 | 増(△)減額 |
|---|----------------|---------|---------|---------|
| 主な事業 | | | | |
| きめ細かな指導の推進／健康・食育・体力向上プランの推進／伝統文化理解教育の推進 | | | | |
| 特色ある教育活動 | 拡充 独自 | 64,737 | 57,389 | 7,348 |
| ICT教育の推進 | 独自 | 324,292 | 213,523 | 110,769 |
| 国際教育の推進 | | | | |
| 国際教育の推進 | 拡充 | 45,409 | 39,470 | 5,939 |

■ 児童・生徒が安全にのびのびと成長できる環境を整えます

児童・生徒が一日の大半を過ごす教育施設を発育状況にあわせて良好な環境に整えるとともに、子どもが安全で健やかに成長できるまちづくりをめざします。

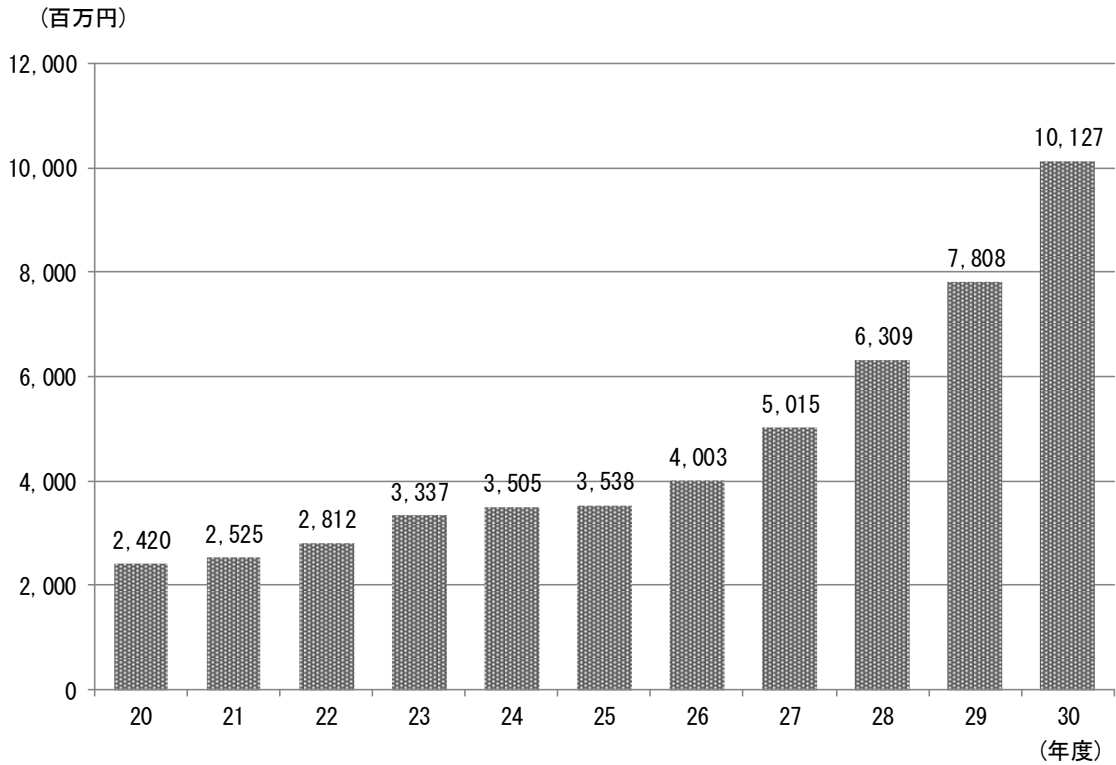
- 和泉小学校・いずみこども園等施設の設備の老朽化や施設導線等の課題については、学校やこども園、地域関係者から意見を聞きながら、整備の進め方を検討していきます。
- 九段小学校・幼稚園は、新校舎の建設工事の適切な進捗管理を行うとともに、仮校舎の円滑な運営に努め、平成30年9月に供用を開始します。
- お茶の水小学校・幼稚園は実施設計に着手し、児童・園児にとってよりよい教育環境を速やかに実現できるよう整備を進めます。
- 子どもたちが安全でのびのびと外遊びができ、健やかに成長できる環境づくりを進めるため、子どもの遊び場事業のさらなる推進に努めます。

(単位：千円)

| 「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み | | 新規 拡充 独自 | 30予算額 | 29予算額 | 増(△)減額 |
|---------------------------------------|----|----------------|-----------|-----------|--------|
| 主な事業 | | | | | |
| 教育施設の整備 | | | | | |
| 和泉小学校・いずみこども園等施設整備調査検討 | 新規 | 3,330 | 0 | 3,330 | |
| 九段小学校・幼稚園の整備関連事業 | | 4,958,856 | 1,947,113 | 3,011,743 | |
| お茶の水小学校・幼稚園の整備関連事業 | | 101,677 | 65,528 | 36,149 | |
| 児童の安全確保の取組み | | | | | |
| 幼稚園・学校施設震災対策等 | 新規 | 11,493 | 0 | 11,493 | |
| 子どもの遊び場確保の取組み | | | | | |
| 子どもの遊び場確保の取組み | 独自 | 59,561 | 51,366 | 8,195 | |

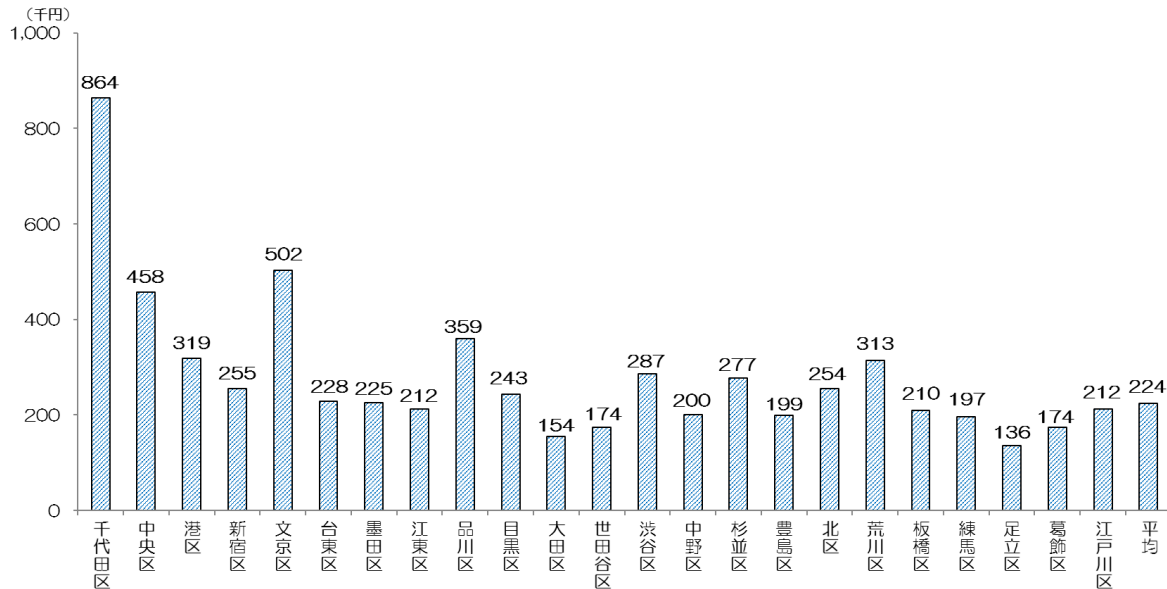
● 子育て関連予算額の推移

平成 30 年度の子ども一人あたりの予算額は 1,054 千円となります。



※予算額：保育園やこども園、学童クラブなど、児童福祉に要する経費を集計しており、職員給与費と施設整備費は含まれていません。

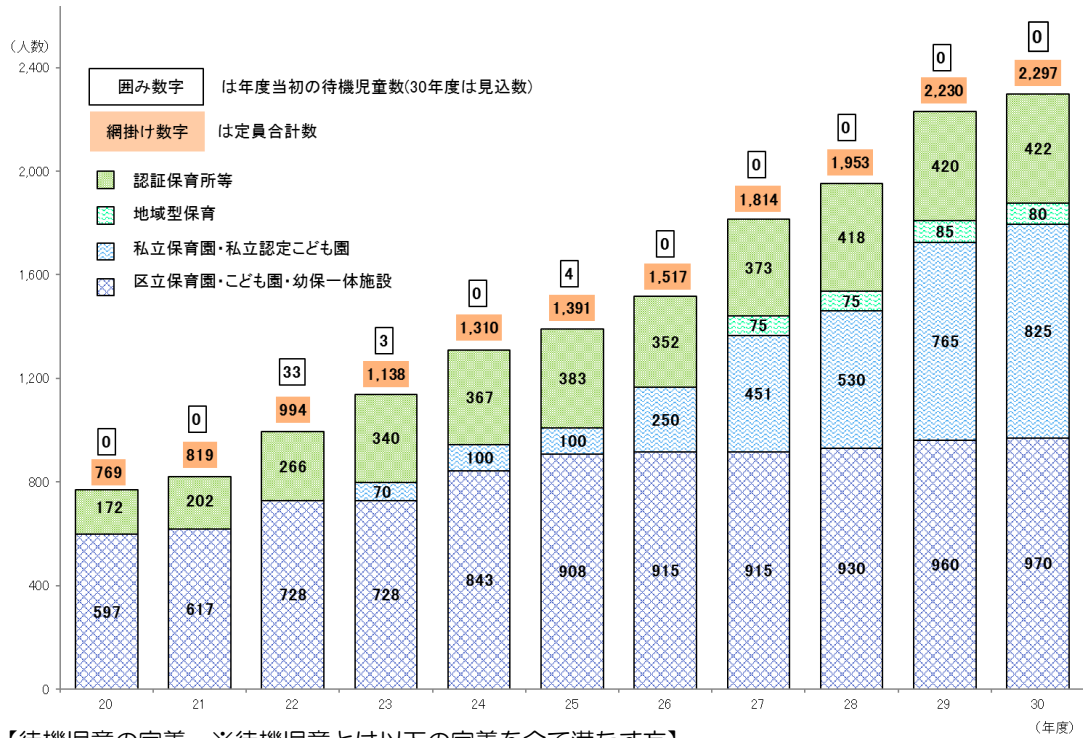
● 児童・生徒一人あたりの教育費決算額 23 区比較 (平成 28 年度決算)



※地方財政状況調査及び学校基本調査を基に千代田区で作成しています。

※投資的経費や東京都教職員の人件費は含まれていません。

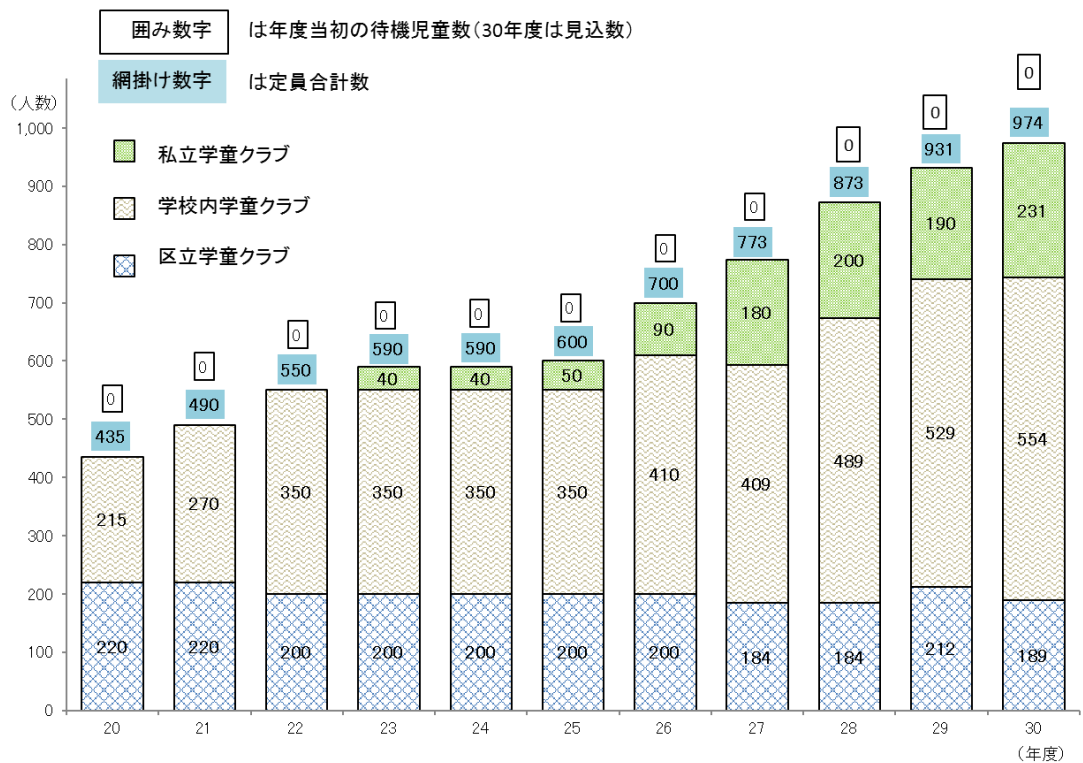
● 保育園の定員数と待機児童数の推移



【待機児童の定義 ※待機児童とは以下の定義を全て満たす方】

- ・認可保育園への入園申し込みを「入園できれば希望園以外でも良い」とし、区内全園を希望していても入園することができなかった。
- ・認可保育園や認証保育所等の施設に入所していない。
- ・当該年度中に内定した園を辞退していない。

● 学童クラブの定員数と待機児童数の推移



保健福祉に関する取組み 予算総額 7,484 百万円 (平成 29 年度 6,666 百万円)

高齢になっても、障害があっても、誰もが住み慣れた地域で安心して、自立した暮らしを続けるために、福祉施策の充実を図ります。

また、子どもから高齢者までライフステージに応じて心身ともに健康で快適な生活が営める社会をめざし、予防接種の推進や歯と口腔の健康増進などに取組み、一人ひとりの健康づくりをより一層支援します。

■ 感染症や食中毒等を予防し、発生時には迅速な対応をする体制を整備します

■ 一人ひとりの健康づくりを支援します

区民等の生命と健康を守るために、感染症や食中毒等を予防するとともに健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備します。また、区民がいきいきと健康で生活し続けられるよう、心身の健康づくりを支援します。

- 区では、住宅宿泊事業法の施行にあたり、区民の安全で快適な生活環境の維持と宿泊者の安全・安心の確保を行いながら、千代田区の実情に応じた住宅宿泊事業の運営がなされるよう、区独自のルールを定める条例の制定をめざすとともに、違法な民泊の取り締まり強化を図ります。また、民泊に関する相談に一元的に対応する窓口を設置します。
- 子どもの予防接種については、子育て世代の経済的負担の軽減のため、平成 28 年度からインフルエンザ予防接種を 23 区で初めて高校 3 年生（相当年齢）まで無料化しており、引き続き、区独自の事業として実施します。
- 「千代田区歯と口腔の健康づくり推進条例」を踏まえ、歯と口腔の健康推進に取り組んでいます。平成 30 年度は、区民歯科健診の対象となる 19 歳以上の全区民に健診の案内を送付することで受診率の向上をめざします。

(単位：千円)

| 「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み | 新規 拡充 独自 | 30予算額 | 29予算額 | 増(Δ)減額 |
|---------------------------------------|----------------|-------|-------|--------|
| | | 主な事業 | | |
| 生活衛生関係施設への監視指導 | | | | |
| 民泊対策 | 新規 | 5,661 | 0 | 5,661 |

(単位：千円)

| 「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み | 新規 拡充 独自 | 30予算額 | 29予算額 | 増(△)減額 |
|---------------------------------------|----------------|---------|---------|--------|
| | | | | |
| 予防接種の推進 | | | | |
| 子どもの予防接種 | 独自 | 303,018 | 301,946 | 1,072 |
| 歯と口腔の健康増進 | | | | |
| 歯科口腔保健の推進 | 独自 | 37,881 | 31,698 | 6,183 |

- **安心して医療が受けられるしくみづくりと、医療と介護の連携の推進に努めます**
- **高齢者が安心して暮らせる地域づくりに向け、地域包括ケアシステムを構築・推進します**
- **認知症高齢者を地域で見守り、支えるしくみを強化します**

超高齢化社会を迎え、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいの5つの要素を充実させ、かつネットワークとして一体的に提供する地域包括ケアシステムが必要です。

区は、高齢者総合サポートセンターを高齢者福祉推進の拠点として、相談体制の充実、医療と介護の連携、介護予防の推進、地域での見守りや支援に取り組むことで、千代田区の地域包括ケアシステムを推進します。加えて、介護施設における人材確保・定着の取組みや施設の安定的運営への支援、施設の整備などにも取り組みます。

- かがやきプラザ研修センターでは、引き続き、多職種協働研修を開催し、医療と介護の連携強化を図るとともに、新たに介護従事者のレベルアップに資する喀痰吸引等の医療的ケア研修の実施や介護従事者の身体的負担軽減を図り離職防止につなげるための介護支援ロボットの検証事業を開始します。
- 加齢とともに心身の活力（例えば、筋力や認知機能等）の低下が進行し生活機能が全般的に低下した状態をフレイルと言い、このフレイル予防の一つの取組みとして、利用者一人ひとりの状態に合わせた栄養指導と栄養バランスの良い配食サービスの利用を体験できる事業を開始します。
- 被害が深刻化している振り込め詐欺を主とする特殊詐欺の被害を防ぐため、特殊詐欺に対して高い効果が認められる自動通話録音機を区内在住で65歳以上の方が

居住する世帯に配付して、区内4警察署と連携した「特殊詐欺被害ゼロ」作戦を展開します。

- 介護施設の安定した運営と利用者へのサービス向上を図るため、民設民営施設の大規模改修や温暖化対策に資する省エネルギー診断に基づく設備改修の費用の一部を助成します。
- 介護施設の健全な運営の支援と介護職員等の雇用確保を図るため、介護施設を運営する法人が区内に職務住宅を借り上げる際の費用の一部助成や派遣職員を雇用する際の人件費の一部助成、人材会社を利用して正規職員を雇用する際の費用の一部を助成します。
- 24時間365日サービスを提供する介護保険施設等の人材確保のため、処遇改善や人材育成のための補助、職員の増配置等に対する助成など、区独自の支援を継続します。
- 区内で働く介護従事者の確保や定着を支援するため、介護支援専門員（ケアマネジャー）の悉皆研修を受講する際の費用の一部助成、区内介護サービス事業所に10年以上勤務する介護従事者の表彰、居宅サービス・施設サービスを提供する区内事業所における介護従事者の腰部負担軽減に資するサポートウェアの配付、区内介護施設の運営を行っている事業者が施設内で介護従事者向けの保育機能を整備・運営する際の費用の一部助成、区内介護施設・事業所に勤務する介護従事者が奨学金を返済している場合には返済額の一部助成を行います。
- 安心して暮らし続けられる区の実現に向け、二番町の国有地を活用した特別養護老人ホーム・認知症高齢者グループホーム・併設ショートステイの民設民営施設を整備します。

(単位：千円)

| 「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み | | 新規 拡充 独自 | 30予算額 | 29予算額 | 増(△)減額 |
|---------------------------------------|--|----------------|---------|---------|--------|
| 主な事業 | | | | | |
| 多職種協働による在宅医療と介護の連携推進／相談体制の充実 | | | | | |
| 高齢者総合サポートセンター管理運営 | | 拡充 独自 | 350,849 | 346,677 | 4,172 |
| 介護予防の推進 | | | | | |
| 高齢者栄養改善 | | 新規 | 15,300 | 0 | 15,300 |

(単位：千円)

| 「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み | | 新規 拡充 独自 | 30予算額 | 29予算額 | 増(△)減額 |
|---------------------------------------|----------|----------------|---------|----------|--------|
| 主な事業 | | | | | |
| 介護施設等の基盤整備／認知症対応施設の整備 | | | | | |
| 介護施設運営助成 | 拡充 独自 | 126,356 | 110,387 | 15,969 | |
| 介護施設改修助成 | 新規 独自 | 50,000 | 0 | 50,000 | |
| 介護保険施設等人材確保・定着・育成支援 | 独自 | 47,148 | 47,148 | 0 | |
| 介護支援専門員研修費用助成 | 新規 独自 | 1,491 | 0 | 1,491 | |
| 介護従事者永年勤続表彰 | 新規 独自 | 900 | 0 | 900 | |
| 介護従事者用サポートウェア配布 | 新規 独自 | 8,794 | 0 | 8,794 | |
| 介護施設内保育機能整備助成 | 新規 独自 | 6,238 | 0 | 6,238 | |
| 介護人材奨学金支援助成 | 新規 独自 | 6,000 | 0 | 6,000 | |
| (仮称)二番町高齢者施設の整備 | | 617,750 | 648,850 | △ 31,100 | |
| その他 | | | | | |
| 自動通話録音機の設置促進 | 新規 独自 | 8,700 | 0 | 8,700 | |

■ 障害があっても暮らしやすい地域をめざします

■ 障害者の就労を支援します

共生社会の実現に向け、障害のある方が日常生活を送るために必要とするサービス・支援の充実を図るとともに、地域で自立した生活を送ることができるよう就労支援を充実します。

また、障害のある方への合理的配慮の提供にはお互いの意思疎通が欠かせないという理念のもと、意思疎通の手段に関して選択の機会の確保と拡大を図り、障害のある方もない方も分け隔てなく相互に理解し暮らすことのできる地域社会の実現をめざします。

- 障害のある方（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等）とその家族のさまざまな悩みや相談に総合的に対応するため、新たに「障害者よろず総合相談」を開始します。
- 精神障害のある方の就労継続支援事業所と通過型グループホームを開設・運営する事業者に対し、費用の一部を助成することで、精神障害のある方の自立支援を推進します。
- 「千代田区障害者の意思疎通に関する条例」の趣旨の普及を図るため、区が共催・後援する事業や区内事業者が開催する講演会等への手話通訳・要約筆記等の派遣の費用を助成する区独自の事業を継続するとともに、区発行物の点訳や大活字版の作成などにより視覚に障害のある方の意思疎通を支援します。
- 在勤・在学の方も含め障害への理解を深め、声掛けや具体的な配慮等の普及啓発を図るため、区独自の「(仮称)障害者サポーター研修」を新たに実施します。
- 障害者福祉センター「えみふる」が運営するショートステイの利用対象者を18歳以上から高校1年生（相当年齢）以上に拡大するとともに、生活介護や就労継続支援事業終了後の余暇時間を楽しむなどの居場所づくりとして実施する日中一時支援を週3日に拡充します。
- 障害者就労支援センター事業では、新たに精神障害のある方が障害者雇用率の算定に加わることで法定雇用率が引き上げられることに伴い、求職者数、企業の求人数ともに増加が見込まれることから、これまで同様のきめ細かい就労支援の継続とともに精神障害のある方への支援や就労先の新規開拓をめざします。
- 障害者福祉の分野に携わる福祉人材の確保や定着を支援するため、区内の障害者グループホーム等を運営する法人が区内に職務住宅を借り上げる際の費用の一部を助成します。

(単位：千円)

| 「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み | | 新規 拡充 独自 | 30予算額 | 29予算額 | 増(△)減額 |
|---------------------------------------|--|----------------|--------|-------|--------|
| 主な事業 | | | | | |
| 地域移行支援の推進 | | | | | |
| 障害者よろず総合相談 | | 新規 | 57,552 | 0 | 57,552 |
| 精神障害者グループホームの整備・運営補助 | | 新規 独自 | 53,817 | 0 | 53,817 |
| 差別解消の対応要領の公表 | | | | | |
| 障害者への合理的配慮の推進 | | 拡充 独自 | 7,094 | 4,239 | 2,855 |

(単位：千円)

| 「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み | 新規 拡充 独自 | 30予算額 | 29予算額 | 増(△)減額 |
|---------------------------------------|----------------|---------|---------|--------|
| | | | | |
| 障害者福祉センターの運営 | | | | |
| 障害者福祉センターえみふる管理運営 | 拡充 独自 | 242,006 | 241,642 | 364 |
| 障害者就労支援の推進／雇用促進援助事業 | | | | |
| 障害者就労支援センター事業 | 拡充 | 31,554 | 25,523 | 6,031 |
| その他 | | | | |
| 精神障害者就労継続支援施設の整備・運営補助 | 新規 独自 | 87,510 | 0 | 87,510 |
| 人材確保・定着支援 | 新規 独自 | 9,600 | 0 | 9,600 |

■ 福祉サービスの質の維持・向上に努めるとともに、生活困窮者に対する生活支援を強化します

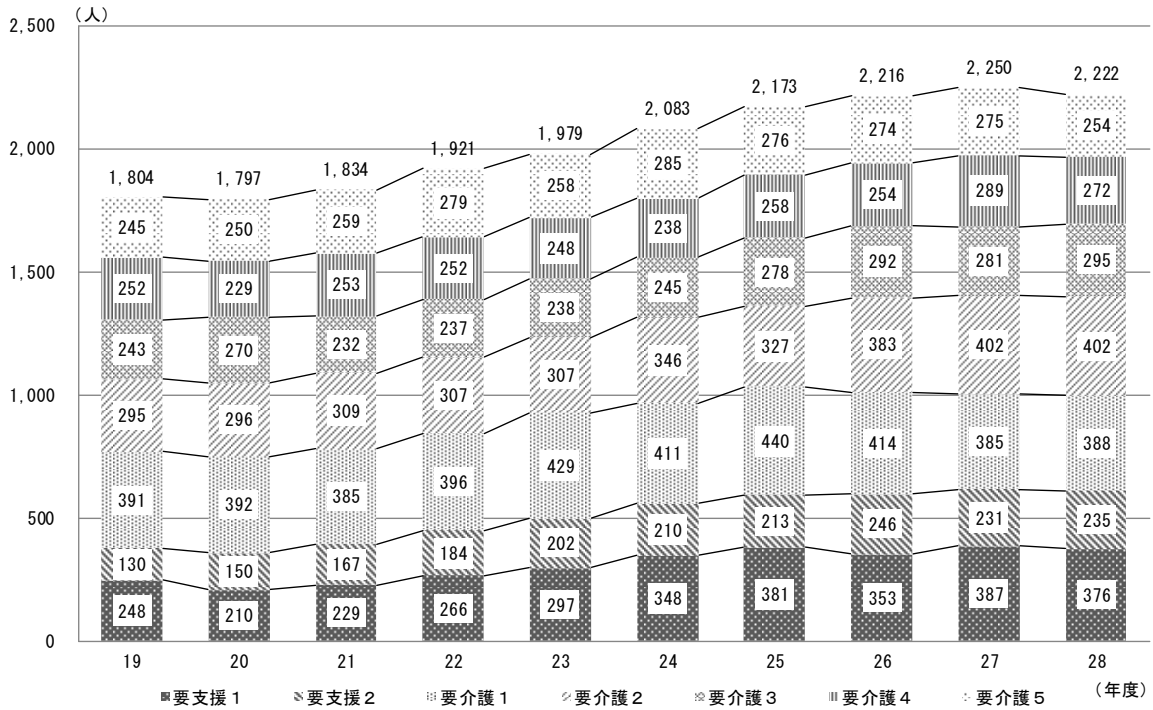
生活困窮者など困難な課題を持つ人が、住み慣れた地域で自立した安定的な生活を送れるよう、効果的な支援を行います。

- 生活困窮世帯等の社会的自立を図り、貧困の連鎖を防止するため、自立相談支援事業のうち、子どもの学習支援事業では、引き続き、少人数による学校の補習・復習や生活習慣の習得等の実施とともに、保護者への個別相談や情報提供を行い、子どもの参加を促すために必要な家庭に対する送迎支援を継続します。
- 被保護世帯の自立を促進し、貧困の連鎖を防止するため、これまでの受験期の子どもへの支援の拡充のみならず、対象学年を拡大するなどして切れ目のない支援を実施します。

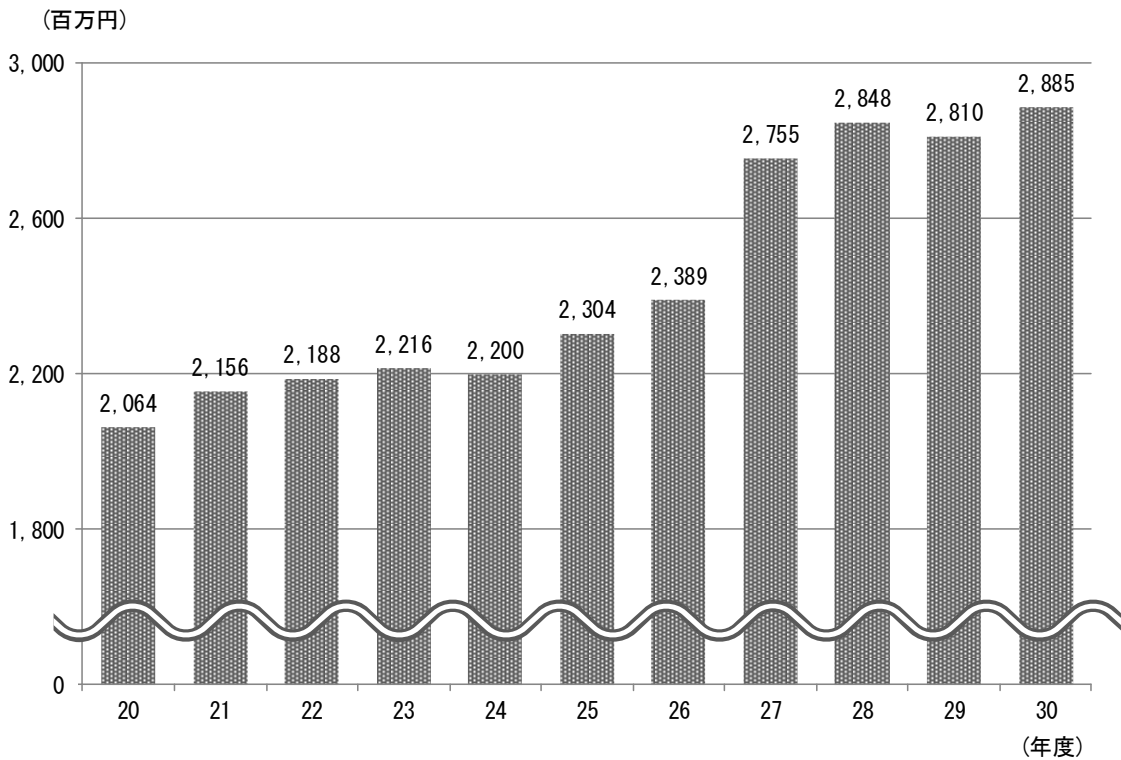
(単位：千円)

| 「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み | 新規 拡充 独自 | 30予算額 | 29予算額 | 増(△)減額 |
|---------------------------------------|----------------|-------|-------|--------|
| | | | | |
| 隙間のない相談支援体制の構築／対象者の状況に応じた支援 | | | | |
| 生活困窮者自立支援（自立相談支援） | | 3,411 | 1,406 | 2,005 |
| 自立促進事業 | 拡充 | 4,496 | 1,802 | 2,694 |

● 要介護認定者の推移（各年度末時点）

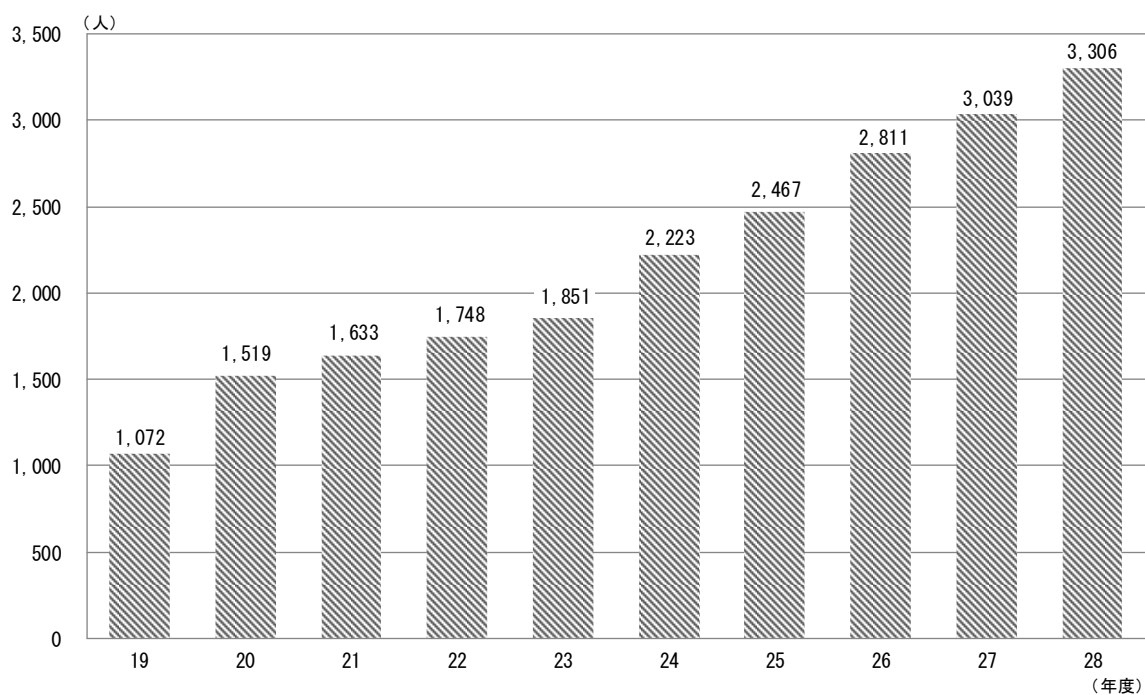


● 高齢者のための福祉サービス予算額の推移

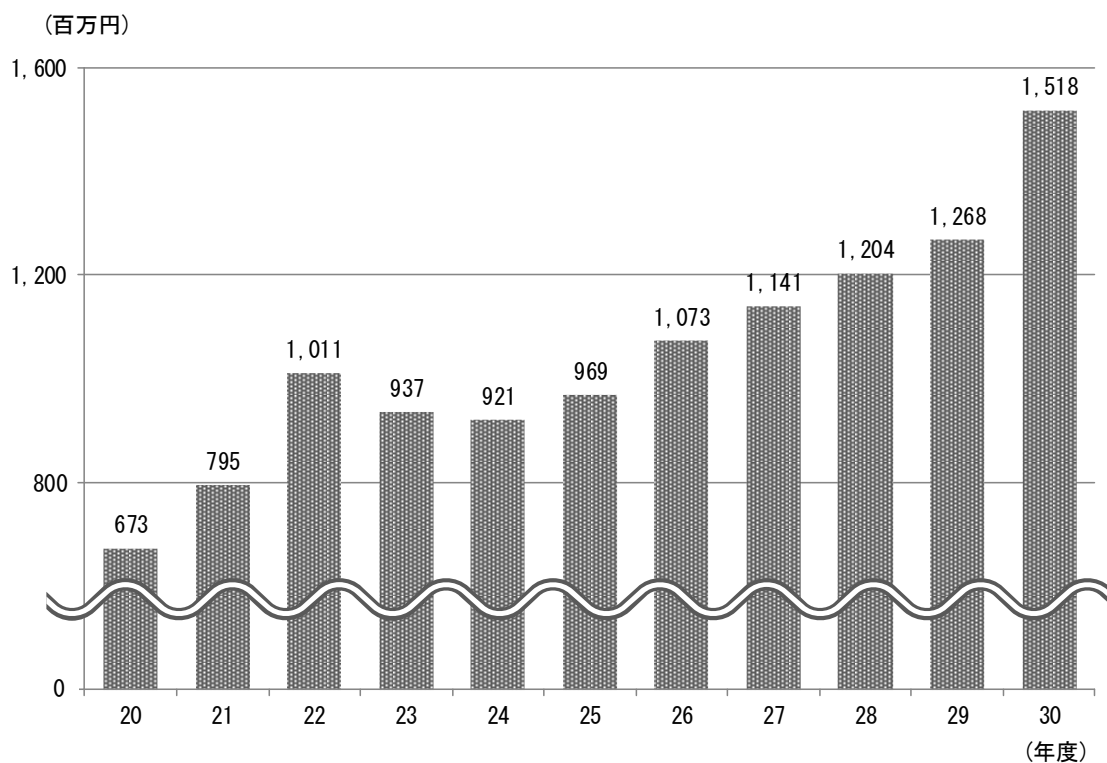


※予算額：高齢者福祉費と他会計繰出金（国民健康保険事業会計を除く。）を集計しており、職員給与費と施設整備費は含まれていません。

● 障害福祉サービスの延べ利用者数の推移（各年度末時点）



● 障害者のための福祉サービス予算額の推移



※予算額：障害者福祉費を集計しており、職員給与費と施設整備費は含まれていません。

危機管理に関する取組み 予算総額 3,965 百万円 (平成 29 年度 3,618 百万円)

首都直下地震や集中豪雨などの自然災害に加え、感染症やテロ等の発生に備えるため、災害等発生時における区の危機管理対応力を高めるとともに、安全・安心なまちづくりを進めていきます。そして、建物の耐震化や社会インフラの安全性の確保など、ハード面の対策を強化するとともに、災害が発生しても被害を最小限に抑えるためのソフト面の対策の充実も図っていきます。特に、区民一人ひとりが、防災を自らのこととして捉えていただけるよう周知を徹底することで「自助」を高めていきます。さらに、地域コミュニティの連携強化や地域主体の災害対策に対して助成を行うことで、災害時に互いに助け合える「協助」の態勢の構築を推進し、地域の防災力の向上を図ります。

■ だれもが移動しやすい環境の整備を進めます

歩行者や自転車、車など、誰もが安全で、安心して、快適に移動しやすい地域交通環境を整備します。

- 鉄道駅のホームドア整備を支援し、高齢者、障害者等の移動や施設の利用の利便性及び安全性の向上を図ります。平成 30 年度は、JR 秋葉原駅と JR 神田駅のそれぞれの京浜東北線ホームが対象です。
- 歩道の設置・拡幅整備、電線類地中化の推進など、歩行者等が安全で快適に利用できるよう、道路整備を進めます。
- 橋梁健全度調査の結果を踏まえ、お茶の水橋、後楽橋、雉子橋について、大きな地震に備え、壊れにくい丈夫な橋となるように修繕します。

(単位：千円)

| 「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み | 新規 拡充 独自 | 30予算額 | 29予算額 | 増(△)減額 |
|---------------------------------------|----------------|---------|---------|-----------|
| | | | | |
| バリアフリー歩行空間の整備 | | | | |
| 鉄道駅ホームドア整備の推進 | 新規 | 125,000 | 0 | 125,000 |
| 電線類地中化の推進 | | 487,020 | 870,020 | △ 383,000 |

(単位：千円)

| 「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み | | 新規 拡充 独自 | 30予算額 | 29予算額 | 増(△)減額 |
|---------------------------------------|--|----------------|-----------|---------|-----------|
| 主な事業 | | | | | |
| バリアフリー歩行空間の整備 | | | | | |
| 歩道の設置・拡幅整備 | | | 249,000 | 178,800 | 70,200 |
| その他 | | | | | |
| 橋梁の整備 | | | 1,666,200 | 579,900 | 1,086,300 |

■ 清潔で、風格ある、安全・安心なまちづくりを進めます

区民や事業者、千代田区を訪れる人など、すべての人々の主体的な取組みを通じて、清潔で、風格ある、安全・安心なまちづくりを進めます。

- 区内における事件・事故の発生を抑制するため、青色回転灯パトロール車が区内全域を巡回して警戒活動を行っています。個別事項にも対応しつつ区内の警戒活動を強化するため、パトロール車の運行台数を増やして区内の安全・安心の確保に引き続き努めていきます。

(単位：千円)

| 「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み | | 新規 拡充 独自 | 30予算額 | 29予算額 | 増(△)減額 |
|---------------------------------------|--|----------------|--------|--------|--------|
| 主な事業 | | | | | |
| 客引き防止対策の推進 | | | | | |
| 客引き行為等の防止対策 | | 拡充 独自 | 37,537 | 35,147 | 2,390 |
| その他 | | | | | |
| ちよだ安全・安心ネットワークの推進 | | 拡充 | 78,465 | 52,413 | 26,052 |

■ みんなで助けあう減災のまちづくりを進めます

区民、事業者、来街者等、地域を構成するすべての人々の助けあいによる減災のまちづくりを進めるとともに、危機管理即応態勢を構築していきます。

- 地域主体の防災訓練について、「HUG」訓練（ゲーム感覚で避難所の運営を学ぶことができる訓練）の本質はそのままに、千代田区の特性を反映させたものへと内容の見直しを行うことで地域防災力の向上を図ります。
- 地域における防災リーダーの育成を目的として、防災士資格の取得及び地区防災活動に対して新たに補助制度を設けることで、地域防災力の向上を支援します。

（単位：千円）

| 「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み | 新規 拡充 独自 | 30予算額 | 29予算額 | 増(△)減額 |
|---------------------------------------|----------------|---------|---------|----------|
| | | | | |
| 防災・減災対策の推進 | | | | |
| 防災意識の普及・啓発 | 拡充 | 27,802 | 27,192 | 610 |
| 防災訓練 | 独自 | 20,301 | 20,620 | △ 319 |
| 備蓄物資・機器等の整備 | | 145,780 | 175,609 | △ 29,829 |
| 災害時の医療態勢の整備 | | | | |
| 災害医療連携の推進 | | 15,534 | 20,745 | △ 5,211 |

■ 建物の耐震化を促進します

地震による建物の倒壊等の被害から、区民の生命・財産を保護するとともに、避難経路等の閉塞を防ぐため、建物の耐震化を促進します。

- 地震発生時における避難経路や救援物資の運搬経路となる緊急輸送道路の閉塞を防ぐため、耐震基準を満たさない建物の耐震化を支援します。また、区民の生活の基盤となるマンション等の耐震化に重点を置き、マンションの耐震診断の限度額を引き上げ、耐震化をさらに促進します。

（単位：千円）

| 「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み | 新規 拡充 独自 | 30予算額 | 29予算額 | 増(△)減額 |
|--|----------------|---------|-----------|-----------|
| | | | | |
| 耐震化の啓発／建築物の所有者に対する指導・助言／耐震改修等に対する支援・助成 | | | | |
| 建物の耐震化促進事業 | 拡充 | 672,978 | 1,015,622 | △ 342,644 |

環境対策に関する取組み 予算総額 4,163 百万円 (平成 29 年度 2,873 百万円)

新築建物・既存建物の省エネ促進、省エネ活動を促進するためのモデル施設整備の検討、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた暑熱対策のためのドライミスト設置の推進など、省エネ対策やヒートアイランド対策、緑化対策等の環境対策を推進し、千代田区の価値を高め持続可能な都市をめざします。また、大量のエネルギーを消費する一方で、供給は地方に頼っている状況であるため、互いに協力し合う取組みを検討するとともに、区有施設の省エネ対策として低炭素電力の積極的な活用を図ります。

■ だれもが移動しやすい環境の整備を進めます

歩行者や自転車、車など、誰もが安全で、安心して、快適に移動しやすい地域交通環境を整備します。

- 駅周辺の放置自転車対策として、自転車駐車を新設するとともに、鉄道事業者・集客施設事業者・地域団体・道路管理者や警察などと連携した取組みを進めます。
- 自転車走行空間の整備を推進するとともに、利用しやすい安全な自転車走行空間のネットワーク化に向けて取り組みます。

(単位：千円)

| 「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み | 新規 拡充 独自 | 30予算額 | 29予算額 | 増(△)減額 |
|---------------------------------------|----------------|---------|---------|---------|
| | | 主な事業 | | |
| 自転車利用の推進 | | | | |
| コミュニティサイクル事業 | | 3,090 | 8,580 | △ 5,490 |
| 放置自転車対策 | 拡充 | 157,500 | 148,478 | 9,022 |
| 自転車道の整備 | | 124,000 | 132,000 | △ 8,000 |

■ 身近な緑を増やし、うるおいのあるまちをめざします

区内に残された自然環境を次世代に引き継ぐとともに、身近な緑や親水性の高い水辺空間を創出します。

- 千代田区の生物多様性の保全に努めるとともに、引き続きモニタリング調査や表彰制度を実施し、生物多様性を意識して主体的に行動できる取組みを進めます。
- 北の丸公園周辺地域や、東郷元帥記念公園などの身近に親しめる公園・児童遊園の整備を地域と連携して進めるとともに、地域ニーズに応じた活用を図ります。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、来街者に対する「おもてなし」の観点から、美しい街路景観を構成する街路樹の樹形整備をめざし、樹種にあわせた適切な剪定を実施します。

(単位：千円)

| 「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み | 新規 拡充 独自 | 30予算額 | 29予算額 | 増(Δ)減額 |
|---------------------------------------|----------------|---------|---------|---------|
| | | | | |
| 生物多様性の推進 | | | | |
| 生物多様性の推進 | | 9,467 | 8,215 | 1,252 |
| 地域と連携・協働した身近な緑の保全と創出 | | | | |
| ヒートアイランド対策の推進 | 拡充 | 88,131 | 12,553 | 75,578 |
| 親水性の高い水辺空間の創出 | | | | |
| 北の丸公園周辺地域整備の推進 | 独自 | 867,920 | 120,384 | 747,536 |
| その他 | | | | |
| 緑地帯及び緑道等維持 | 拡充 | 230,930 | 145,030 | 85,900 |
| 外濠公園総合グラウンド整備 | | 200,000 | 15,981 | 184,019 |
| 東郷元帥記念公園の整備 | | 314,000 | 124,000 | 190,000 |

■ 地球に優しい環境づくりを進めます

かけがえのない地球環境を次世代に引き継ぐため、政治・経済の中心地である千代田区の地域特性を踏まえ、事業継続計画（BCP）の観点を含めた温暖化対策に取り組めます。

- 「千代田区地球温暖化対策地域推進計画 2015」及び「第4次実行計画（事務事業編）」に基づき、建築物の省エネ化の推進や、区有施設での積極的な低炭素型エネルギーの導入など、区の地域特性を活かした地球温暖化対策を着実に推進します。
- 温暖化対策行動の普及啓発や環境教育・環境学習を推進するとともに、区内民間オフィスのゼロエネルギー化のモデルとなる、(仮称)エコセンターの整備を進めます。
- ヒートアイランド現象の緩和を図るため、舗装や建物の被覆対策、人工排熱対策、屋上や敷地内の緑化を推進するとともに、クールスポットの創出のため、ドライ型ミスト装置の設置を推進します。

(単位：千円)

| 「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み | 新規 拡充 独自 | 30予算額 | 29予算額 | 増(△)減額 |
|---------------------------------------|----------------|---------|---------|--------|
| | | | | |
| 消費するエネルギーを減らす | | | | |
| 地球温暖化対策関連事業 | 拡充 | 127,905 | 124,799 | 3,106 |
| (仮称)エコセンターの整備 | 独自 | 4,331 | 0 | 4,331 |
| ヒートアイランド対策の推進 | | | | |
| ヒートアイランド対策の推進（再掲） | 拡充 | 88,131 | 12,553 | 75,578 |

その他、重点的に取り組む事業

■ 多様な暮らし方に対応した住まい・住環境づくりを進めます

様々なライフステージやライフスタイルに対応した住まい・住環境づくりを進め、居住の場としての魅力の向上に取り組めます。

- マンション管理の適正化を推進し、良好な居住環境を確保していくため、条例等の制定に向けて取り組みます。

(単位：千円)

| 「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取り組み | 新規 拡充 独自 | 30予算額 | 29予算額 | 増(△)減額 |
|--|----------------|--------|-------|--------|
| | | 主な事業 | | |
| マンション管理の適正化の推進 | | | | |
| マンション管理の適正化の推進 | 新規 独自 | 10,438 | 0 | 10,438 |

■ 清潔で、風格ある、安全・安心なまちづくりを進めます

区民や事業者、千代田区を訪れる人など、すべての人々の主体的な取り組みを通じて、清潔で、風格ある、安全・安心なまちづくりを進めます。

- 保育園の代替園庭である公園等を生活環境条例の路上禁止地区として新たに指定します。禁煙の対象となる公園には、近隣喫煙所への案内員を配置するなどにより周知を図っていきます。また、喫煙所の設置対策として屋内型喫煙所の設置助成を引き続き進めるとともに、喫煙トレーラーを試行で設置していきます。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、区が管理する公衆トイレについて、外国人観光客、高齢者、障害者など、だれもが安心して利用できるよう、平成30・31年度で、洋式化、サインの統一化、LED化などの一斉改修を行います。
- 区を訪れる方々が安心して過ごせるよう、公衆・公園トイレの整備や出張所などのトイレ開放等を進めるとともに、民間事業者のトイレについて、一般利用に向けた開放の働きかけを行っていきます。

(単位：千円)

| 「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み | | 新規 拡充 独自 | 30予算額 | 29予算額 | 増(△)減額 |
|---------------------------------------|--|----------------|---------|--------|---------|
| 主な事業 | | | | | |
| 生活環境改善推進 | | | | | |
| 生活環境改善推進 | | 拡充 独自 | 40,971 | 35,462 | 5,509 |
| 公共の場所（道路、公園等）における喫煙対策 | | | | | |
| 喫煙所設置対策 | | 拡充 独自 | 176,109 | 89,640 | 86,469 |
| その他 | | | | | |
| 公衆トイレのリフレッシュ | | 拡充 独自 | 135,000 | 25,200 | 109,800 |
| ちよだ安心トイレの推進 | | 新規 独自 | 6,583 | 0 | 6,583 |

■ 千代田区の魅力を効果的に発信するとともに、地方との連携により、区内地域の活力を高めます

■ 中小企業や商工業の活性化を支援します

区民と共に区の魅力を高めることにより、区民が誇りを持ち、多くの人々が訪れる、賑わいのあるまちにしていきます。また、中小企業の経営安定化への支援や、起業支援を行うとともに、商工業の活性化に向けた自主的な取組みを支援します。

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、国内外から訪れる観光客に向けて区の魅力を発信していくため、千代田区観光協会が運用するホームページのリニューアル等に対する取組みを支援します。
- 中小ビル経営者を含む中小企業等の経営者に対する様々な支援内容を掲載したハンドブックを作成し、中小企業等の経営者が必要な支援を的確に選択して活用できるようにしていきます。
- 千代田区に住み、または訪れる方に、区の魅力に直接触れてもらうことにより千代田区ファンを創出・獲得するため、地域資源を活用したおもてなしとして、婚姻届受理証明書を発行した方々に、区の花である「さくら」を活用した記念品を贈呈します。

(単位：千円)

| 「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み | | 新規 拡充 独自 | 30予算額 | 29予算額 | 増(△)減額 |
|---------------------------------------|--|----------------|---------|--------|--------|
| 主な事業 | | | | | |
| シティプロモーションの推進 | | | | | |
| 観光協会運営補助 | | 拡充 | 112,851 | 83,347 | 29,504 |
| 観光案内所との連携 | | | | | |
| 観光支援事業 | | 拡充 独自 | 16,664 | 13,334 | 3,330 |
| 起業支援の充実／中小ビルの活性化 | | | | | |
| 中小企業等経営支援 | | 拡充 | 4,919 | 737 | 4,182 |
| その他 | | | | | |
| 商店街等における外国人観光客のおもてなし対応 | | 拡充 独自 | 5,949 | 2,790 | 3,159 |
| 地域資源を活用したおもてなし事業 | | 新規 独自 | 1,512 | 0 | 1,512 |

- **区民が自主的に学習活動に取り組み、また、スポーツに親しめる環境づくりを進めます**
- **豊かな歴史や文化資源、文化芸術を気軽に楽しみ、親しめる環境づくりに取り組みます**

誰もが生涯を通じて多様な学習・スポーツ活動を行うことができるよう、仕組みづくりと人材育成を進めます。また、本区の持つ豊かな歴史や文化資源、文化・芸術活動について、誰もが気軽に楽しみ、親しめる環境づくりに取り組みます。

- 新スポーツセンターの整備における基本的な考え方や求められる機能等について整理し、新スポーツセンター基本構想を策定します。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、障害者スポーツに対する理解促進と普及啓発を図るため、障害者スポーツ体験会を実施し、障害への理解を深め「心のバリアフリー」を進めます。
- 区内で活動する文化団体に対する文化事業助成の上限額等を見直し、団体の活動をより一層支援していきます。

(単位：千円)

| 「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み | | 新規 拡充 独自 | 30予算額 | 29予算額 | 増(△)減額 |
|---------------------------------------|--|----------------|---------|--------|---------|
| 主な事業 | | | | | |
| 新スポーツセンターの整備 | | | | | |
| 新スポーツセンター基本構想の策定 | | 新規 | 6,090 | 0 | 6,090 |
| 講座・講習会の充実 | | | | | |
| 東京オリンピック・パラリンピック気運醸成事業 | | 拡充 | 6,720 | 2,000 | 4,720 |
| 障害者スポーツ体験 | | 新規 | 15,999 | 0 | 15,999 |
| 文化芸術の秋フェスティバルや文化芸術鑑賞事業の展開 | | | | | |
| 文化事業助成 | | 拡充 | 10,089 | 1,837 | 8,252 |
| その他 | | | | | |
| 外濠公園総合グラウンド整備（再掲） | | | 200,000 | 15,981 | 184,019 |

■ 男女共同参画社会の実現をめざします

性別による不平等がなく、誰もが自分らしい生き方を選ぶことができ、その選択が認められて参画できる社会の実現をめざします。

- 男女共同参画センターM I Wの開設 20周年記念事業を行うとともに、地域の活動推進拠点として充実していきます。
- 平成11年度に「千代田区女性史（全3巻）」を発行しました。その後の地域における女性の活躍の歴史を中心に、後世に伝承していくため、「千代田の女性史」を編纂するための準備を開始します。

(単位：千円)

| 「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み | | 新規 拡充 独自 | 30予算額 | 29予算額 | 増(△)減額 |
|---------------------------------------|--|----------------|--------|--------|--------|
| 主な事業 | | | | | |
| 男女共同参画センターMIWの運営 | | | | | |
| 男女共同参画センターの運営 | | 拡充 | 51,775 | 44,648 | 7,127 |
| その他 | | | | | |
| 千代田の女性史編纂 | | 新規 独自 | 3,288 | 0 | 3,288 |

■ 質の高い、効果的で効率的な区政運営を推進します

多様なニーズを持つ区民に対し、区民の目線に立った質の高い行政サービスを提供するため、限られた財源や職員を最大限に活用していきます。

- マイナンバーカードを所持する方が、全国のコンビニエンスストアの端末でマイナンバーカードを使用して公的証明書を取得できるサービスを、平成31年2月から開始します。交付の対象となる証明書は、住民票の写し、印鑑登録証明書、課税証明書、課税・納税証明書、区に本籍を置いている方の戸籍全部（個人）事項証明書及び戸籍の附票の写しの6種類です。

(単位：千円)

| 「ちよだみらいプロジェクト」に掲げた10年後の姿を実現するための主な取組み | | 新規 拡充 独自 | 30予算額 | 29予算額 | 増(△)減額 |
|---------------------------------------|--|----------------|---------|-------|---------|
| 主な事業 | | | | | |
| マイナンバー制度導入による事務の効率化 | | | | | |
| 証明書コンビニ交付 | | 新規 | 124,166 | 0 | 124,166 |

特別会計

■ 国民健康保険事業会計

平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険の財政運営の安定化を図る制度改革が行われます。この制度改革による保険料の急上昇を避けるための国・都の激変緩和措置が取られています。また、保険料の賦課限度額が4万円引き上げられます。

区は、財政運営を担う東京都への納付金額と都から示された標準保険料率を参考に、区独自に前年度と同程度の法定外繰入を行い、保険料率を算定しました。その結果、保険料のモデルケースで示すように高額所得層については、前年度に比べ保険料額が増額となりますが、中間所得層以下では保険料が前年度に比べて減額となります。

■ 保険料率表

| 区分 | | 平成30年度 | 平成29年度 | 増減 |
|-------------------|-------|----------|----------|---------|
| 医療分 | 均等割 | 37,400円 | 38,400円 | 1,000円減 |
| | 所得割 | 7.27% | 7.47% | 0.20P減 |
| | 上限額 | 58万円 | 54万円 | 4万円増 |
| 後期 高齢者 支援金分 | 均等割 | 11,000円 | 11,100円 | 100円減 |
| | 所得割 | 1.95% | 1.96% | 0.01P減 |
| | 上限額 | 19万円 | 19万円 | — |
| 計 | 均等割 | 48,400円 | 49,500円 | 1,100円減 |
| | 所得割 | 9.22% | 9.43% | 0.21P減 |
| | 上限額 | 77万円 | 73万円 | 4万円増 |
| 介護 納付金分 | 均等割 | 15,500円 | 15,600円 | 100円減 |
| | 所得割 | 0.85% | 0.76% | 0.09P増 |
| | 上限額 | 16万円 | 16万円 | — |
| 一人あたり 保険料額 | 介護分なし | 151,394円 | 150,732円 | 662円増 |
| | 介護分あり | 181,218円 | 179,228円 | 1,990円増 |

※介護納付金分は、介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満）に賦課されます。

■保険料のモデルケース

【給与所得者】 単身世帯（65歳未満） ※介護分を含む

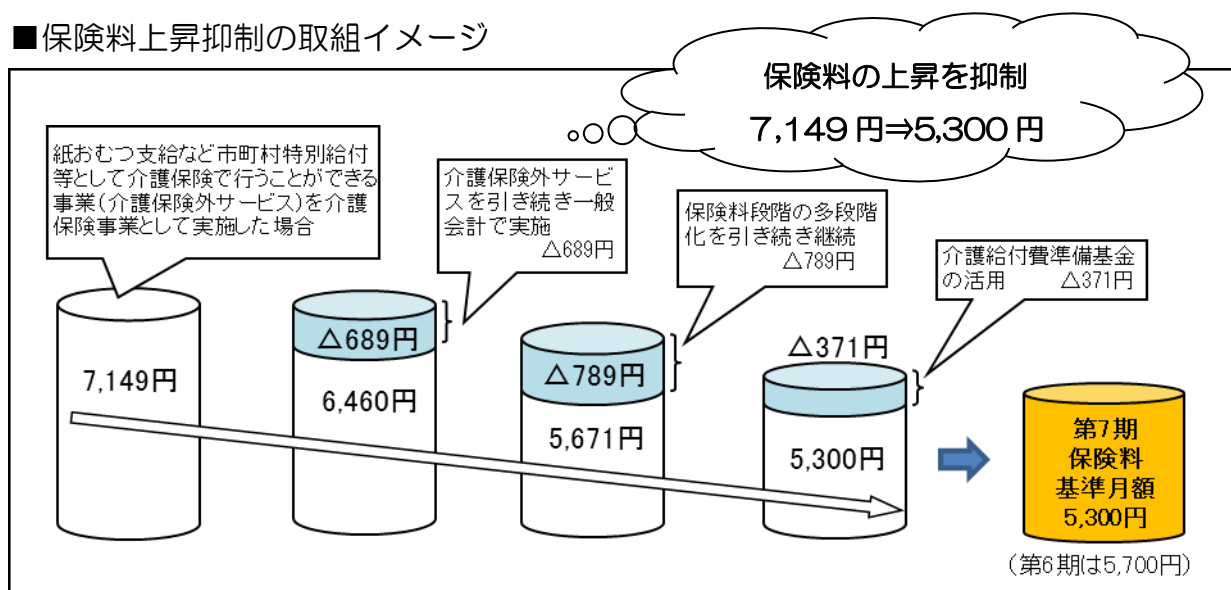
| 年収 | 平成30年度 | 平成29年度 | 前年度比 | |
|---------|--|--|---------|-------|
| | 医療＋支援金＋介護 (所得割:10.07% 均等割:63,900円) | 医療＋支援金＋介護 (所得割:10.19% 均等割:65,100円) | 増減額 | 増減率 |
| 100万円 | 33,964円 | 34,588円 | △624円 | △1.8% |
| 200万円 | 153,523円 | 155,791円 | △2,268円 | △1.5% |
| 300万円 | 224,013円 | 227,121円 | △3,108円 | △1.4% |
| 400万円 | 298,531円 | 302,527円 | △3,996円 | △1.3% |
| 500万円 | 379,091円 | 384,047円 | △4,956円 | △1.3% |
| 600万円 | 459,651円 | 465,567円 | △5,916円 | △1.3% |
| 700万円 | 544,239円 | 551,163円 | △6,924円 | △1.3% |
| 800万円 | 634,869円 | 642,873円 | △8,004円 | △1.2% |
| 900万円 | 725,499円 | 734,583円 | △9,084円 | △1.2% |
| 1,000万円 | 815,660円 | 769,884円 | 45,776円 | 5.9% |

■ 介護保険特別会計

介護保険料は3年ごとに見直しを行っており、高齢者数及び要介護認定者数の増加数を見込んだ上で、必要となるサービス量（介護給付費や地域支援事業費）を推計し、定めています。

第7期計画（平成30年度から平成32年度）において必要なサービス量は、第6期計画（平成27年度から平成29年度）の実績と比較すると、約8.8%の増加が予測されます。区は、高齢者の生活を支えるために一般施策の充実を図っており、紙おむつの支給などを引き続き一般会計で実施するとともに、介護保険料の上昇を抑制するため、保険料段階設定の多段階化や介護給付費準備基金からの繰入を行います。その結果、第7期の1か月あたりの保険料基準額は、第6期の5,700円から400円引き下げた5,300円となります。

■保険料上昇抑制の取組イメージ



■介護保険料基準額の推移

| 期別 | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 基準額 (月額) | 3,016円 | 3,600円 | 4,100円 | 4,200円 | 5,200円 | 5,700円 | 5,300円 |

■ 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療保険料は2年ごとに改定され、平成30・31年度は新しい保険料率に変わります。国民医療費が9年連続で過去最高となる中、保険料の急激な負担増を緩和するため、都内62区市町村による211億円(2年間)の特別対策を引き続き実施します。さらに、広域連合の平成28・29年度の財政収支に係る剰余金も活用し、保険料の増加を抑制します。

■保険料率

| | 平成28・29年度 | 平成30・31年度 【特別対策なし】 | 平成30・31年度 【特別対策あり】 |
|-----------------|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 均等割額 | 42,400円 | 45,900円 (+3,500円) | 43,300円 (+900円) |
| 所得割額 | 9.07% | 9.51% (+0.44ポイント) | 8.80% (-0.27ポイント) |
| 一人あたり 平均保険料額 | 95,492円 | 103,005円 (+7,513円) | 97,127円 (+1,635円) |

※ () 内数値は平成28・29年度との差です。

6

今後の財政見通し

平成 30 年度税制改正で、地方消費税の都道府県間の清算基準について、人口割合に重きをおく不合理な見直しがあり、区の平成 30 年度地方消費税交付金は前年度対比約 13 億円の減収を見込んでいます。

また、今後も地方消費税の清算基準等の見直しが継続して行われる可能性があります。

今回、国の動向を見据え、区市町村の配分基準が見直されることも想定し、清算基準等の見直しの程度別に、今後の基金への影響も踏まえて3パターンの財政見直しを作成しました。

各見直しにおける基金への影響

1 通常の見直し

今後 10 年間で、財政調整基金を約 10 億円、その他特定目的基金を約 569 億円繰入れる見込みです。その結果、平成 39 年度末の基金残高は約 505 億円となる見込みです。

(単位：年度、百万円)

| | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35~39 | 合計 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 財政調整基金繰入額 | 331 | 331 | 331 | 0 | 0 | 0 | 993 |
| その他特定目的基金繰入額 | 11,706 | 7,941 | 9,772 | 7,865 | 6,930 | 12,647 | 56,861 |
| 年度末基金残高 | 96,015 | 87,795 | 77,739 | 69,917 | 63,027 | 50,532 | |

2 厳しい見直し

今後 10 年間で、財政調整基金を約 297 億円、その他特定目的基金を約 591 億円繰入れる見込みです。また、財政調整基金繰入金約 297 億円のうち約 287 億円は赤字補てん分の繰入金となります。その結果、平成 39 年度末の基金残高は約 196 億円となる見込みです。

(単位：年度、百万円)

| | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35~39 | 合計 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 財政調整基金繰入額 | 331 | 331 | 331 | 0 | 0 | 28,680 | 29,673 |
| その他特定目的基金繰入額 | 11,706 | 8,141 | 10,572 | 9,065 | 8,628 | 10,948 | 59,060 |
| 年度末基金残高 | 96,015 | 87,595 | 76,739 | 67,717 | 59,127 | 19,632 | |

3 最も厳しい見直し

今後 10 年間で、財政調整基金を約 432 億円、その他特定目的基金を約 650 億円繰入れる見込みです。また、平成 37 年度末には今ある基金をすべて使い切り、基金残高がゼロとなる見込みです。

(単位：年度、百万円)

| | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35~39 | 合計 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 財政調整基金繰入額 | 331 | 331 | 331 | 3,525 | 15,283 | 23,424 | 43,225 |
| その他特定目的基金繰入額 | 11,706 | 16,341 | 18,372 | 12,935 | 237 | 5,452 | 65,043 |
| 年度末基金残高 | 96,015 | 79,395 | 60,739 | 44,317 | 28,827 | 0 | |

3パターンの財政見通し

以下の前提条件のもと、3パターンの財政見通しを作成しました。

全般的事項

- 1 一般会計で行う全事業を対象に、財源とあわせて推計しました。
- 2 経常歳出等のシーリングは、行っていません。
- 3 人口の増加による歳入・歳出への影響を見込んでいます。
- 4 平成31年10月からの消費税率改定による歳入・歳出への影響を見込んでいます。
- 5 物価上昇による影響を見込んでいます。
- 6 平成30年度予算の数値を基礎として、下記の要因を見込んでいます。

歳入

1 特別区税

特別区民税、特別区たばこ税、軽自動車税、入湯税の合計です。特別区民税は、人口の増に伴う納税義務者数の増を見込んでいます。特別区たばこ税は、たばこ売渡本数の減を見込んでいます。

2 地方消費税交付金

平成31年10月からの消費税率の改定による影響を見込んでいます。

3 基金繰入金

様々な目的のために区で設置している各種基金（預貯金）の取崩しです。歳出の増減に伴い、財源として繰り入れる基金繰入の増減等を見込んでいます。

4 その他

基金利子については、その利率を固定（0.05%）で見込んでいます。

歳出

1 義務的経費

法令等で支出が義務付けられており、任意に削減できない経費で、人件費、扶助費（生活保護費など、社会保障制度の一環として、各種法令等に基づき行う給付に要する経費）、公債費（区の借金の返済に要する経費）の合計です。

人件費は、定年退職者数の増減による退職手当の増減等を見込んでいます。扶助費は、人口の増による給付の増を見込んでいます。公債費は、既発債の償還を見込んでいます。

2 投資的経費

学校、区民施設や道路・橋りょうの整備等に係る経費です。施設整備の進捗や計画的な施設保全経費等を見込んでいます。

なお、平成36年度までは「ちよだみらいプロジェクト」に基づく施設整備費等を計上しており、平成37年度以降は、「千代田区公共施設等総合管理方針」に基づく施設整備費等を見込んでいます。

3 一般的な事業費

上記1、2以外の全ての歳出で、施設の運営に係る委託料、民間の保育施設や高齢者施設などへの補助、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の区負担分等の合計です。

区債残高（年度末）

区債の新規発行をせずに既発債を償還した結果、各年度末に見込まれる区債残高です。

基金残高（年度末）

各年度の基金繰入（預貯金の取崩し）や運用利子積立の結果、各年度末に見込まれる基金残高です。

今後の財政見通し（平成 30 年度～平成 39 年度）〈通常の見通し〉

〈歳入追加条件〉

1 地方消費税交付金

平成 30 年度税制改正で見直された地方消費税の清算基準を横引いて算出しています。

（単位：年度、％）

| | | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 |
|-------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 都道府県間 | 人 □ | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| | 統計 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| 区市町村間 | 人 □ | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| | 従業員数 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |

※「統計」及び「従業員数」は、「商業統計本調査」及び「経済センサス活動調査」をもとにしています。

（単位：百万円）

| 区 分 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度 | 35～39年度 | 合計 |
|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|
| 歳 入 (A) | 61,965 | 59,855 | 61,200 | 59,150 | 59,899 | 279,256 | 581,325 |
| 一 般 財 源 | 32,987 | 33,042 | 33,655 | 33,888 | 34,029 | 172,384 | 339,985 |
| 特 別 区 税 | 18,518 | 18,633 | 18,906 | 19,039 | 19,180 | 98,139 | 192,415 |
| 地方消費税交付金 | 9,200 | 9,200 | 9,600 | 9,700 | 9,700 | 48,500 | 95,900 |
| 財政調整交付金 | 4,311 | 4,311 | 4,311 | 4,311 | 4,311 | 21,555 | 43,110 |
| その他の一般財源 | 958 | 898 | 838 | 838 | 838 | 4,190 | 8,560 |
| 特 定 財 源 | 28,978 | 26,813 | 27,545 | 25,262 | 25,870 | 106,872 | 241,340 |
| 国・都支出金 | 8,483 | 8,435 | 8,526 | 8,454 | 8,345 | 40,850 | 83,093 |
| 基金繰入金 | 12,037 | 8,272 | 10,103 | 7,865 | 6,930 | 12,647 | 57,854 |
| 財政調整基金 | 331 | 331 | 331 | 0 | 0 | 0 | 993 |
| その他特定目的基金 | 11,706 | 7,941 | 9,772 | 7,865 | 6,930 | 12,647 | 56,861 |
| その他の特定財源 | 8,458 | 10,106 | 8,916 | 8,943 | 10,595 | 53,375 | 100,393 |
| 歳 出 (B) | 61,965 | 59,855 | 61,200 | 59,150 | 59,899 | 279,256 | 581,325 |
| 義 務 的 経 費 | 18,502 | 18,615 | 19,250 | 19,189 | 19,576 | 98,563 | 193,695 |
| 人 件 費 | 12,321 | 12,286 | 12,723 | 12,477 | 12,695 | 61,980 | 124,482 |
| 職員給与費 | 9,430 | 9,492 | 9,612 | 9,785 | 9,771 | 48,565 | 96,655 |
| 退職手当 | 1,172 | 1,081 | 1,386 | 955 | 1,172 | 4,625 | 10,391 |
| その他の人件費 | 1,719 | 1,713 | 1,725 | 1,737 | 1,752 | 8,790 | 17,436 |
| 扶 助 費 | 6,025 | 6,258 | 6,458 | 6,658 | 6,866 | 36,583 | 68,848 |
| 公 債 費 | 155 | 71 | 69 | 54 | 15 | 0 | 364 |
| 投 資 的 経 費 | 12,948 | 12,842 | 11,942 | 10,205 | 11,182 | 26,733 | 85,852 |
| 一 般 的 な 事 業 費 | 30,514 | 28,398 | 30,008 | 29,756 | 29,141 | 153,960 | 301,777 |
| 差引収支(A) - (B) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 区債残高(年度末) | 201 | 135 | 68 | 15 | 0 | 0 | |
| 基金残高(年度末) | 96,015 | 87,795 | 77,739 | 69,917 | 63,027 | 50,532 | |
| 財政調整基金 | 42,771 | 42,462 | 42,152 | 42,173 | 42,194 | 42,299 | |
| その他特定目的基金 | 53,244 | 45,333 | 35,587 | 27,744 | 20,833 | 8,233 | |
| 基金残高(対30年度末増減) | 0 | △ 8,220 | △ 18,276 | △ 26,098 | △ 32,988 | △ 45,483 | |



POINT 今後も健全な財政運営が見込まれます

基金については、今後 10 年間で子育てや高齢者施策、施設整備等に約 579 億円を活用する見込みです。

また、今後 10 年間で「赤字補てん分」として預貯金（財政調整基金）を取崩す見込みはなく、基礎的財政収支（プライマリーバランス）が赤字になることなく財政運営を行える見込みです。

※基礎的財政収支（プライマリーバランス）…単年度の税収等で当年度支出を賄っているかを示します。これが赤字となる場合には、預貯金（財政調整基金）の取崩しや借金（区債の発行）をする必要があります。

今後の財政見通し（平成 30 年度～平成 39 年度）＜厳しい見通し＞

＜歳入追加条件＞

1 地方消費税交付金

都道府県間の清算基準・区市町村間の配分基準とも、「人口」の割合が徐々に増加することによる地方消費税交付金の減を見込んでいます。

（単位：年度、％）

| | | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 |
|-------|------|----|----|----|----|----|-----|------|-----|------|-----|
| 都道府県間 | 人 □ | 50 | 60 | 70 | 80 | 90 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| | 統 計 | 50 | 40 | 30 | 20 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 区市町村間 | 人 □ | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 62.5 | 75 | 87.5 | 100 |
| | 従業員数 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 37.5 | 25 | 12.5 | 0 |

※「統計」及び「従業員数」は、「商業統計本調査」及び「経済センサス活動調査」をもとにしています。

（単位：百万円）

| 区 分 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度 | 35～39年度 | 合計 |
|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|
| 歳 入 (A) | 61,965 | 59,855 | 61,200 | 59,150 | 59,897 | 279,237 | 581,304 |
| 一般財源 | 32,987 | 32,842 | 32,855 | 32,688 | 32,329 | 145,384 | 309,085 |
| 特別区税 | 18,518 | 18,633 | 18,906 | 19,039 | 19,180 | 98,139 | 192,415 |
| 地方消費税交付金 | 9,200 | 9,000 | 8,800 | 8,500 | 8,000 | 21,500 | 65,000 |
| 財政調整交付金 | 4,311 | 4,311 | 4,311 | 4,311 | 4,311 | 21,555 | 43,110 |
| その他の一般財源 | 958 | 898 | 838 | 838 | 838 | 4,190 | 8,560 |
| 特定財源 | 28,978 | 27,013 | 28,345 | 26,462 | 27,568 | 133,853 | 272,219 |
| 国・都支出金 | 8,483 | 8,435 | 8,526 | 8,454 | 8,345 | 40,850 | 83,093 |
| 基金繰入金 | 12,037 | 8,472 | 10,903 | 9,065 | 8,628 | 39,628 | 88,733 |
| 財政調整基金 | 331 | 331 | 331 | 0 | 0 | 28,680 | 29,673 |
| その他特定目的基金 | 11,706 | 8,141 | 10,572 | 9,065 | 8,628 | 10,948 | 59,060 |
| その他の特定財源 | 8,458 | 10,106 | 8,916 | 8,943 | 10,595 | 53,375 | 100,393 |
| 歳 出 (B) | 61,965 | 59,855 | 61,200 | 59,150 | 59,897 | 279,237 | 581,304 |
| 義務的経費 | 18,502 | 18,615 | 19,250 | 19,189 | 19,576 | 98,563 | 193,695 |
| 人件費 | 12,321 | 12,286 | 12,723 | 12,477 | 12,695 | 61,980 | 124,482 |
| 職員給与費 | 9,430 | 9,492 | 9,612 | 9,785 | 9,771 | 48,565 | 96,655 |
| 退職手当 | 1,172 | 1,081 | 1,386 | 955 | 1,172 | 4,625 | 10,391 |
| その他の人件費 | 1,719 | 1,713 | 1,725 | 1,737 | 1,752 | 8,790 | 17,436 |
| 扶助費 | 6,025 | 6,258 | 6,458 | 6,658 | 6,866 | 36,583 | 68,848 |
| 公債費 | 155 | 71 | 69 | 54 | 15 | 0 | 364 |
| 投資的経費 | 12,948 | 12,842 | 11,942 | 10,205 | 11,182 | 26,733 | 85,852 |
| 一般的な事業費 | 30,514 | 28,398 | 30,008 | 29,756 | 29,139 | 153,941 | 301,756 |
| 差引収支(A)-(B) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 区債残高(年度末) | 201 | 135 | 68 | 15 | 0 | 0 | |
| 基金残高(年度末) | 96,015 | 87,595 | 76,739 | 67,717 | 59,127 | 19,632 | |
| 財政調整基金 | 42,771 | 42,462 | 42,152 | 42,173 | 42,194 | 13,614 | |
| その他特定目的基金 | 53,244 | 45,133 | 34,587 | 25,544 | 16,933 | 6,018 | |
| 基金残高(対30年度末増減) | 0 | △ 8,420 | △ 19,276 | △ 28,298 | △ 36,888 | △ 76,383 | |



POINT 今後の財政運営に「赤字」が見込まれます

地方消費税交付金の減収分を基金の取崩しで賄ったため、平成 39 年度末の基金残高は、＜通常の見通し＞と比較して、約 309 億円減少します。

また、減少した約 309 億円のうち約 287 億円は「赤字補てん分」としての預貯金（財政調整基金）の取崩額です。これは、基礎的財政収支（プライマリーバランス）が赤字であることを表し、将来的に財政状況が悪化していくことが想定されます。

今後の財政見通し（平成30年度～平成39年度）＜最も厳しい見通し＞

＜歳入追加条件＞

1 地方消費税交付金

都道府県間の清算基準・区市町村間の配分基準とも、平成31年度に「人口」の割合が100%になることによる地方消費税交付金の減を見込んでいます。

（単位：年度、％）

| | | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 |
|-------|------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 都道府県間 | 人口 | 50 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| | 統計 | 50 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 区市町村間 | 人口 | 50 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| | 従業員数 | 50 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※「統計」及び「従業員数」は、「商業統計本調査」及び「経済センサス活動調査」をもとにしています。

（単位：百万円）

| 区 分 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度 | 35～39年度 | 合計 |
|--------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|-----------------|
| 歳入（A） | 61,965 | 59,855 | 61,200 | 59,145 | 59,889 | 252,485 | 554,539 |
| 一般財源 | 32,987 | 24,642 | 25,055 | 25,288 | 25,429 | 129,384 | 262,785 |
| 特別区税 | 18,518 | 18,633 | 18,906 | 19,039 | 19,180 | 98,139 | 192,415 |
| 地方消費税交付金 | 9,200 | 800 | 1,000 | 1,100 | 1,100 | 5,500 | 18,700 |
| 財政調整交付金 | 4,311 | 4,311 | 4,311 | 4,311 | 4,311 | 21,555 | 43,110 |
| その他の一般財源 | 958 | 898 | 838 | 838 | 838 | 4,190 | 8,560 |
| 特定財源 | 28,978 | 35,213 | 36,145 | 33,857 | 34,460 | 123,101 | 291,754 |
| 国・都支出金 | 8,483 | 8,435 | 8,526 | 8,454 | 8,345 | 40,850 | 83,093 |
| 基金繰入金 | 12,037 | 16,672 | 18,703 | 16,460 | 15,520 | 28,876 | 108,268 |
| 財政調整基金 | 331 | 331 | 331 | 3,525 | 15,283 | 23,424 | 43,225 |
| その他特定目的基金 | 11,706 | 16,341 | 18,372 | 12,935 | 237 | 5,452 | 65,043 |
| その他の特定財源 | 8,458 | 10,106 | 8,916 | 8,943 | 10,595 | 53,375 | 100,393 |
| 歳出（B） | 61,965 | 59,855 | 61,200 | 59,145 | 59,889 | 279,153 | 581,207 |
| 義務的経費 | 18,502 | 18,615 | 19,250 | 19,189 | 19,576 | 98,563 | 193,695 |
| 人件費 | 12,321 | 12,286 | 12,723 | 12,477 | 12,695 | 61,980 | 124,482 |
| 職員給与費 | 9,430 | 9,492 | 9,612 | 9,785 | 9,771 | 48,565 | 96,655 |
| 退職手当 | 1,172 | 1,081 | 1,386 | 955 | 1,172 | 4,625 | 10,391 |
| その他の人件費 | 1,719 | 1,713 | 1,725 | 1,737 | 1,752 | 8,790 | 17,436 |
| 扶助費 | 6,025 | 6,258 | 6,458 | 6,658 | 6,866 | 36,583 | 68,848 |
| 公債費 | 155 | 71 | 69 | 54 | 15 | 0 | 364 |
| 投資的経費 | 12,948 | 12,842 | 11,942 | 10,205 | 11,182 | 26,733 | 85,852 |
| 一般的な事業費 | 30,514 | 28,398 | 30,008 | 29,751 | 29,131 | 153,857 | 301,659 |
| 差引収支（A）-（B） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | △ 26,668 | △ 26,668 |
| 区債残高（年度末） | 201 | 135 | 68 | 15 | 0 | 0 | |
| 基金残高（年度末） | 96,015 | 79,395 | 60,739 | 44,317 | 28,827 | 0 | |
| 財政調整基金 | 42,771 | 42,462 | 42,152 | 38,648 | 23,386 | 0 | |
| その他特定目的基金 | 53,244 | 36,933 | 18,587 | 5,669 | 5,441 | 0 | |
| 基金残高（対30年度末増減） | 0 | △ 16,620 | △ 35,276 | △ 51,698 | △ 67,188 | △ 96,015 | |



POINT 現在の基金残高では賄えない「赤字」が見込まれます

地方消費税交付金の減収分を基金の取崩しで賄ったため、平成37年度末には基金残高がゼロとなる見込みです。

また、基金残高がゼロになっても、なお差引収支で合計約267億円の赤字額が発生しています。（平成37年度：約△40億円、平成38年度：約△111億円、平成39年度：約△116億円）

この赤字額については、借金（区債の発行）をして、歳入額を増加させることや、さらなる事業見直しを行い、歳出額を削減するなどの検討を行う必要があります。

基金充当一覧<通常の見通し>

(単位：百万円)

| | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度 | 35~39年度 | 合計 |
|---------------------------------|---------------|--------------|---------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 基金繰入金合計 | 12,037 | 8,272 | 10,103 | 7,865 | 6,930 | 12,647 | 57,854 |
| 財政調整基金繰入金 | 331 | 331 | 331 | 0 | 0 | 0 | 993 |
| 本庁舎整備相当分 | 331 | 331 | 331 | 0 | 0 | 0 | 993 |
| コミュニティ活性化基金繰入金 | 65 | 65 | 65 | 65 | 65 | 325 | 650 |
| 商工関係団体等支援事業 | 48 | 48 | 48 | 48 | 48 | 240 | 480 |
| 地域コミュニティ活性化事業 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 85 | 170 |
| 社会資本等整備基金繰入金 | 9,164 | 5,473 | 5,040 | 3,987 | 3,909 | 8,626 | 36,199 |
| 区有施設整備・都市基盤整備 | 7,420 | 4,673 | 4,240 | 3,187 | 3,109 | 4,626 | 27,255 |
| 営繕工事・保全工事 | 1,744 | 800 | 800 | 800 | 800 | 4,000 | 8,944 |
| 地域福祉支援基金繰入金 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 25 | 50 |
| 地域福祉活動支援事業 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 25 | 50 |
| 災害対策基金繰入金 | 146 | 150 | 153 | 156 | 161 | 846 | 1,612 |
| 備蓄物資・機器等の整備 | 146 | 150 | 153 | 156 | 161 | 846 | 1,612 |
| 高齢者福祉基金繰入金 | 680 | 523 | 526 | 1,290 | 230 | 479 | 3,728 |
| 施設整備補助 | 461 | 302 | 303 | 1,062 | 0 | 247 | 2,375 |
| 運営費補助等 | 219 | 221 | 223 | 228 | 230 | 232 | 1,353 |
| 環境対策基金繰入金 | 220 | 318 | 2,746 | 215 | 215 | 215 | 3,929 |
| 区有施設整備 | 4 | 103 | 2,531 | 0 | 0 | 0 | 2,638 |
| 各種助成制度等 | 216 | 215 | 215 | 215 | 215 | 215 | 1,291 |
| 子ども・子育て支援事業基金繰入金 | 1,427 | 711 | 747 | 761 | 782 | 796 | 5,224 |
| 施設整備補助 | 716 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 716 |
| 運営費補助等 | 711 | 711 | 747 | 761 | 782 | 796 | 4,508 |
| 新規・拡充事業相当分 | 0 | 696 | 490 | 1,386 | 1,563 | 1,335 | 5,470 |
| 高齢者福祉基金・環境対策基金 子ども・子育て支援事業基金 | 0 | 696 | 490 | 1,386 | 1,563 | 1,335 | 5,470 |

参考

<厳しい見通し>での繰入の考え方

「社会資本等整備基金」、「高齢者福祉基金」、「環境対策基金」、「子ども・子育て支援事業基金」を優先的に繰入れ、さらに財源が不足する場合には、「財政調整基金」を繰入れています。

<最も厳しい見通し>での繰入の考え方

<厳しい見通し>と同様に繰入を行い、さらに財源が不足する場合には、「コミュニティ活性化基金」、「地域福祉支援基金」、「災害対策基金」を「財政調整基金」に振り替えて、繰入れています。

保育所等施設整備計画

【保育園・認定こども園】

| 施設名等 | H27年度 (2015) | H28年度 (2016) | H29年度 (2017) | H30年度 (2018) | H31年度 (2019) |
|--|-----------------|--------------------|-----------------------|-----------------|-----------------|
| グローバルキッズ飯田橋園 (平成27年4月1日開所) | 開設 138名 | | | | |
| あい保育園東神田 (平成27年4月1日開所) | 開設 63名 | | | | |
| 厚生労働省5号館保育室 ※事業所内保育事業(平成27年4月1日開所) | 開設 5名 | | | | |
| グローバルキッズ飯田橋こども園 (平成28年4月1日開所) | | 開設 79名 | 定員増(58名 増)79名→137名 | | |
| グローバルキッズ神田駅前園 (平成28年4月1日開所) | | 開設 40名 | | | |
| 麴町保育園(一番町) (平成28年5月30日移転開所) | | 開設・定員増 80名→100名 | | | |
| クリアナーサリー市ケ谷 (平成28年10月1日開所) | | 開設 78名 | | | |
| あい・ぽーと小さな家麴町 ※小規模保育事業(平成28年10月1日開所) | | 開設 10名 | | | |
| 神田淡路町保育園大きなおうち (平成29年4月1日開所) | | | 開設 99名 | | |
| グローバルキッズ六番町園 (平成29年6月1日開所) | | | 開設 60名 | | |
| アソシエナーサリー霞が関 ※事業所内保育事業(平成29年6月1日開所) | | | 開設 5名 | | |
| (仮称)二番町ちとせ保育園 ※私立認可(平成30年9月1日開所予定) | | | | 開設予定 100名 | |
| (仮称)神田美倉保育園(地藏橋西児童遊園) ※私立認可(平成31年4月1日開所予定) | | | | | 開設予定 72名 |
| (仮称)千代田せいが保育園(旧和泉橋出張所) ※私立認可(平成31年4月1日開所予定) | | | | | 開設予定 51名 |
| (仮称)ベネッセ内神田保育園 ※私立認可(平成31年4月1日開所予定) | | | | | 開設予定 60名 |
| 事業所内保育事業(平成31年4月1日開所予定) | | | | | 開設予定 7名 |
| 私立認可保育所公募(公募期間:平成30年1月31日～3月28日) | | | | | 開設(予定) 130名 |

インフルエンザによる学級閉鎖の状況

| No | 学校名 | 対象学年・組 | 臨時休業の種別 | 期 間 |
|----|---------|--------------|---------|--------------------|
| 1 | 昌平小学校 | 6学年 | 学年閉鎖 | 平成29年12月7日～12月9日 |
| 2 | 神田一橋中学校 | 1年2組 | 学級閉鎖 | 平成29年12月8日～12月9日 |
| 3 | 番町小学校 | 3年1組 | 学級閉鎖 | 平成29年12月20日～12月22日 |
| 4 | 昌平小学校 | 1学年 | 学年閉鎖 | 平成30年1月18日～1月19日 |
| 5 | 富士見小学校 | 3年2組 | 学級閉鎖 | 平成30年1月22日～1月23日 |
| 6 | 九段小学校 | 1年3組 | 学級閉鎖 | 平成30年1月25日～1月26日 |
| 7 | 昌平小学校 | 2年1組 | 学級閉鎖 | 平成30年1月25日～1月26日 |
| 8 | 富士見小学校 | 3年1組 | 学級閉鎖 | 平成30年1月26日 |
| 9 | 千代田小学校 | 2年1組 | 学級閉鎖 | 平成30年1月27日～1月30日 |
| 10 | 富士見小学校 | 4年3組 | 学級閉鎖 | 平成30年1月29日～1月30日 |
| 11 | 神田一橋中学校 | 3年2組 | 学級閉鎖 | 平成30年1月29日～1月31日 |
| 12 | 神田一橋中学校 | 3学年 | 学年閉鎖 | 平成30年1月30日～2月2日 |
| 13 | ふじみこども園 | 4歳児 | 学級閉鎖 | 平成30年1月30日～2月2日 |
| 14 | 富士見小学校 | 1年1組 | 学級閉鎖 | 平成30年1月31日～2月2日 |
| 15 | 麴町中学校 | 3学年 | 学年閉鎖 | 平成30年2月5日～2月6日 |
| 16 | 九段小学校 | 4年2組 | 学級閉鎖 | 平成30年2月6日～2月8日 |
| 17 | 麴町小学校 | 5年1組 3年2組 | 学級閉鎖 | 平成30年2月14日～2月15日 |
| 18 | お茶の水小学校 | 1年1組 | 学級閉鎖 | 平成30年2月14日～2月15日 |
| 19 | 九段小学校 | 2年1組 | 学級閉鎖 | 平成30年2月14日～2月16日 |

平成30年度 千代田区立九段中等教育学校入学者決定 受検状況

教育委員会資料
平成30年2月13日
九段中等教育学校

| 区分 | 募集人員(a) | | | 応募人員 | | | 受検者数(b) | | | 受検倍率(b/a) | | |
|----|---------|----|-----|------|-----|-----|---------|-----|-----|-----------|------|------|
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| A | 40 | 40 | 80 | 65 | 86 | 151 | 57 | 77 | 134 | 1.43 | 1.93 | 1.68 |
| B | 40 | 40 | 80 | 299 | 390 | 689 | 278 | 369 | 647 | 6.95 | 9.23 | 8.09 |
| 合計 | 80 | 80 | 160 | 364 | 476 | 840 | 335 | 446 | 781 | | | |

【参考】

(平成29年度)

| 区分 | 募集人員(a) | | | 応募人員 | | | 受検者数(b) | | | 受検倍率(b/a) | | |
|----|---------|----|-----|------|-----|-----|---------|-----|-----|-----------|------|------|
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| A | 40 | 40 | 80 | 72 | 84 | 156 | 66 | 76 | 142 | 1.65 | 1.90 | 1.78 |
| B | 40 | 40 | 80 | 304 | 397 | 701 | 287 | 373 | 660 | 7.18 | 9.33 | 8.25 |
| 合計 | 80 | 80 | 160 | 376 | 481 | 857 | 353 | 449 | 802 | | | |

(平成28年度)

| 区分 | 募集人員(a) | | | 応募人員 | | | 受検者数(b) | | | 受検倍率(b/a) | | |
|----|---------|----|-----|------|-----|-----|---------|-----|-----|-----------|------|------|
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| A | 40 | 40 | 80 | 80 | 95 | 175 | 69 | 89 | 158 | 1.73 | 2.23 | 1.98 |
| B | 40 | 40 | 80 | 254 | 377 | 631 | 243 | 361 | 604 | 6.08 | 9.03 | 7.55 |
| 合計 | 80 | 80 | 160 | 334 | 472 | 806 | 312 | 450 | 762 | | | |

平成30年2月13日

各 位

区立保育園卒園式・各学校卒業式及び入学式等について

このことについて、下記のとおり行いますので、お知らせいたします。

記

◆ 平成29年度卒業式等日程

| 区 分 | 式 名 | 実施日・開会時間 |
|---------------|-----|-------------------|
| 各保育園 | 卒園式 | 3月17日(土) 午前10時 |
| 各幼稚園・こども園 | 修了式 | 3月15日(木) 午前10時 |
| 各小学校 | 卒業式 | 3月23日(金) 午前10時 |
| 麴町中学校 | | 3月16日(金) 午前 9時30分 |
| 神田一橋中学校 | | 3月16日(金) 午前10時 |
| 九段中等教育学校 | | 3月 3日(土) 午前10時 |
| 神田一橋中学校通信教育課程 | | 3月 4日(日) 午前10時 |

【会場】各園・各学校（九段小学校・幼稚園は除く。）

九段小学校・幼稚園：仮校舎・仮園舎（旧九段中学校、富士見1-1-6）

◆ 平成30年度入学式等日程

| 区 分 | 式 名 | 実施日・開会時間 |
|---------------|-----|-------------------|
| 各保育園 | 入園式 | 4月 3日(火) 午前10時 |
| 各幼稚園・こども園 | 入園式 | 4月10日(火) 午前10時 |
| 各小学校 | 入学式 | 4月 6日(金) 午前10時30分 |
| 各中学校 | | 4月 9日(月) 午前10時 |
| 九段中等教育学校 | | 4月 6日(金) 午後 2時 |
| 神田一橋中学校通信教育課程 | | 4月 8日(日) 午前10時 |

【会場】各園・各学校（九段小学校・幼稚園は除く。）

九段小学校・幼稚園：仮校舎・仮園舎（旧九段中学校、富士見1-1-6）

【担 当】

子ども支援課長 加藤 伸昭 内線2440
指 導 課 長 杉浦 伸一 内線3160

平成29年度 区立学校・園 卒業式等出席者名簿 (案)

【小学校・幼稚園】

| | 小学校卒業式 | | 幼稚園（こども園）修了式 | |
|-----------------|-----------------|---------------------|-------------------|---------------------|
| | 区長・教育委員会（挨拶） | | 教育委員会（挨拶なし） | |
| 小学校 幼稚園/こども園 | 3月23日(金) 10時00分 | | 3月15日(木) 10時00分 | |
| 魏 町 | 教育委員 | かなまる きよたか 金丸 精孝 | 子ども部長 | おおや えいち 大矢 栄一 |
| 九 段 | 教育長 | さかた みちあき 坂田 融朗 | 教育担当部長 | おがわ けんたろう 小川 賢太郎 |
| 番 町 | 子ども部長 | おおや えいち 大矢 栄一 | 教育委員 | ながさき ゆめじ 長崎 夢地 |
| 富士見 (ふじみ) | 教育担当部長 | おがわ けんたろう 小川 賢太郎 | 教育長職務代理者 | なかがわ のりこ 中川 典子 |
| お茶の水 | 教育委員 | ながさき ゆめじ 長崎 夢地 | 指導課長 | すぎうら しんいち 杉浦 伸一 |
| 千代田 | 区長 | いかわ まさみ 石川 雅己 | 児童・家庭支援 センター所長 | あらい たまえ 新井 玉江 |
| 昌 平 | 教育長職務代理者 | なかがわ のりこ 中川 典子 | 教育委員 | かなまる きよたか 金丸 精孝 |
| 和 泉 (いずみ) | 子ども部参事 | やすだ しゅういち 安田 昌一 | 教育長 | さかた みちあき 坂田 融朗 |

【中等教育学校】

| 学校名 | 実施年日時等 | 職名 | 出席者（挨拶） |
|------|----------------|------|-------------------|
| 九段中等 | 3月3日(土) 10時00分 | 教育委員 | ながさき ゆめじ 長崎 夢地 |

【中学校】

| | 中学校卒業式 | | 神田一橋・通信教育課程卒業式 | |
|----------------|--------------|--------------------|----------------|----------------------|
| | 区長・教育委員会（挨拶） | | 区長・教育委員会（挨拶） | |
| 中学校 | 3月16日(金) | | 3月4日(日) 10時00分 | |
| 魏 町 9時30分 | 教育長 | さかた みちあき 坂田 融朗 | 教育長職務代理者 | なかがわ のりこ 中川 典子 |
| | | | 指導課長 | すぎうら しんいち 杉浦 伸一 |
| 神田一橋 10時00分 | 教育委員 | かなまる きよたか 金丸 精孝 | 指導主事 | いとう ゆういちろう 伊藤 祐一郎 |

【保育園】

| 園名 | 実施年日時 | 職名 | 出席者（挨拶なし） |
|--------|-----------------|---------|---------------------|
| 魏町保育園 | 3月17日(土) 10時00分 | 子ども部長 | おおや えいち 大矢 栄一 |
| 神田保育園 | | 子育て推進課長 | つちや おしお 土谷 吉夫 |
| 西神田保育園 | | 教育担当部長 | おがわ けんたろう 小川 賢太郎 |
| 四番町保育園 | | 子ども支援課長 | かとう のぶあき 加藤 伸昭 |

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
平成30年2月13日
子ども総務課

※ ◎印は教育委員出席予定行事 / ○教育長出席予定行事

| 月 | 日 | 曜 | 時刻 | 行事(事業名) | 場所等 | 備考 |
|---|----|---|-------|-------------------------------|-----------------------|--------|
| 2 | 13 | 火 | 10:00 | ベビー・プログラム | いずみこどもプラザ | |
| | | | 13:00 | 手作りパン教室 | あい・ぽーと麹町 | |
| | | | 15:00 | 教育委員会第2回定例会◎ | 教育委員会室(子ども総務課) | 教育委員出席 |
| | | | 18:30 | 青少年委員会第10回定例会 | 401会議室(子ども総務課) | |
| | 14 | 水 | 10:00 | ノーバディーズ・パーフェクト⑤ | 一番町児童館 | |
| | | | 10:30 | アロマ(花粉症対策)スプレー作り | 西神田児童センター | |
| | | | 10:30 | 0歳児すくすくタイム「ベビーマッサージ」 | 四番町児童館 | |
| | | | 15:00 | 観劇会 | 四番町児童館 | |
| | 15 | 木 | | スキー教室(神田一橋中学校 ~17日まで) | 群馬県嬬恋村(指導課) | |
| | | | 10:00 | ふれあい体操(3クラス) | あい・ぽーと麹町 | |
| | | | 10:30 | 親子でリズム1・2・3第1回(全4回) | 神田児童館 | |
| | 16 | 金 | 10:25 | 九段中等教育学校 クロスカントリーレース | 尽性園(稲城市矢野口) | |
| | | | 10:30 | 子育てサポート利用会員登録説明会 | あい・ぽーと麹町(児童・家庭支援センター) | |
| | | | 11:00 | 親子リズム講座 | 一番町児童館 | |
| | 17 | 土 | 9:00 | 法政大学&一風堂共催イベント「楽しくまなぶ餃子作りと防災」 | 富士見わんぱくひろば | |
| | | | 17:30 | 九段中等教育学校 天体観望会 | 九段中等教育学校 | |
| | 18 | 日 | 9:00 | 日曜開放 | 神田児童館 | |
| | 19 | 月 | 10:30 | リラックスヨガ③第5回/全6回 | 神田児童館 | |
| | | | 10:00 | リトミック(2クラス) | あい・ぽーと麹町 | |
| 2 | 20 | 火 | 11:00 | サロンdeあい・ぽーと(アロママッサージ) | あい・ぽーと麹町 | |
| | 21 | 水 | 10:00 | ノーバディーズ・パーフェクト⑥ | 一番町児童館 | |
| | | | 10:45 | よちよちタイム「ベビーマッサージ」 | 神田児童館 | |
| | | | 11:00 | 読み聞かせ | あい・ぽーと麹町 | |
| | | | 14:00 | 親子&キッズバレエ(3クラス) | あい・ぽーと麹町 | |
| | 22 | 木 | 10:30 | 親子でリズム1・2・3第2回(全4回) | 神田児童館 | |
| | 23 | 金 | 10:30 | おやこdeえいご | あい・ぽーと麹町 | |
| | 24 | 土 | 14:00 | 大妻女子大パネルシアター一部公演 | 西神田児童センター | |
| | | | 13:00 | アートフェス | 富士見わんぱくひろば | |
| | 25 | 日 | | | | |
| | 26 | 月 | 10:00 | 親子ヨガ(2クラス) | あい・ぽーと麹町 | |
| | | | 10:30 | リラックスヨガ③第6回/全6回 | 神田児童館 | |
| | 27 | 火 | 10:00 | おもちゃの病院 | あい・ぽーと麹町 | |
| | | | 11:00 | ベビーマッサージ | 西神田児童センター | |
| | | | 15:00 | 教育委員会第3回定例会◎ | 教育委員会室(子ども総務課) | 教育委員出席 |
| | 28 | 水 | | | | |
| 3 | 1 | 木 | 10:30 | 親子でリズム1・2・3第3回(全4回) | 神田児童館 | |
| | 2 | 金 | 10:00 | ひなまつり | 四番町・麹町・西神田・神田保育園 | |
| | 3 | 土 | 10:00 | 九段中等教育学校 卒業式 | 九段中等教育学校 | 教育委員出席 |
| | | | 14:00 | りゅうちゃんがやってくる!こどもおとなもおどってあそぼう | 一番町児童館 | |
| | | | 15:00 | ちいさなお茶会 | 西神田児童センター | |
| | 4 | 日 | | 神田一橋中学校(通信教育課程)卒業式 | 神田一橋中学校 | 教育委員出席 |
| | | | 14:00 | 九段中等教育学校 新入生ガイダンス | 九段中等教育学校 | |
| | 5 | 月 | 10:30 | 雅楽教室(中・中等1年生) | 宮内庁楽部(指導課) | |

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
平成30年2月13日
子ども総務課

※ ◎印は教育委員出席予定行事 / ○教育長出席予定行事

| 月 | 日 | 曜 | 時刻 | 行事(事業名) | 場所等 | 備考 |
|---|----|---|-------------------------|--|--|--------|
| 3 | 6 | 火 | 10:00 | 校園長会 | 教育委員会室(子ども総務課) | |
| | 7 | 水 | 10:30 14:00 | 0歳児すくすくタイム「親と子のふれあい体操」 エコフェスタ | 四番町児童館 神田児童館 | |
| | 8 | 木 | 10:30 | 親子でリズム1・2・3第4回(全4回) | 神田児童館 | |
| | 9 | 金 | 11:00 | 親子リズム講座 | 一番町児童館 | |
| 3 | 10 | 土 | 13:30 | ケーリーコンサート | 西神田児童センター | |
| | 11 | 日 | | | | |
| | 12 | 月 | | | | |
| | 13 | 火 | 15:00 | 教育委員会第4回定例会◎ | 教育委員会室(子ども総務課) | 教育委員出席 |
| | 14 | 水 | 10:45 | よちよちタイム「ベビー体操」 | 神田児童館 | |
| | 15 | 木 | | 幼稚園・こども園修了式 | 区立幼稚園、こども園 | 教育委員出席 |
| | 16 | 金 | 10:30 | 中学校卒業式 子育てサポート利用会員登録説明会 | 麴町中学校、神田一橋中学校 あい・ぼーと麴町(児童・家庭支援センター) | 教育委員出席 |
| | 17 | 土 | 10:00 13:00 17:30 | 卒園式 九段中等教育学校 KUDAN ENGLISH発表会 九段中等教育学校 天体観望会 | 四番町・麴町・西神田・神田保育園 九段中等教育学校 九段中等教育学校 | |
| | 18 | 日 | 9:00 | 日曜開放 | 西神田児童センター | |
| | 19 | 月 | | | | |
| 3 | 20 | 火 | | | | |
| | 21 | 水 | | 春分の日 | | |
| | 22 | 木 | | | | |
| | 23 | 金 | | 小学校卒業式 | 区立小学校 | 教育委員出席 |
| | 24 | 土 | 14:00 | 大妻女子大パネルシアター公演 | 西神田児童センター | |
| | 25 | 日 | 9:00 | 日曜開放 | 神田児童館 | |
| | 26 | 月 | | | | |
| | 27 | 火 | 15:00 | 教育委員会第5回定例会◎ | 教育委員会室(子ども総務課) | 教育委員出席 |
| | 28 | 水 | | | | |
| | 29 | 木 | | | | |
| | 30 | 金 | 15:00 | 教育委員会第1回臨時会◎ | 教育委員会室(子ども総務課) | 教育委員出席 |

広報千代田（2月20日号）掲載予定 子ども部、地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）所管事項

| 課 | 係 (担当者 ・内線) | 件 名 | 事 業 の 概 略 | と き | 会 場 | 主 催 者 |
|-------------------|--------------------|---------------------------------|---|---|------------------------|-----------|
| | | | | 開催日・ 開催期間 | (住所) | 区以外が主催のとき |
| 子育て推進課 | 手当・医療係 大松・2409 | 次世代育成手当の申請を忘れずに | 次世代育成手当の受給について | | | |
| 児童・家庭支援センター | 神田児童館 遠藤・472452 | エコフェスタ | 今年のエコ活動の展示や楽しいエコ体験を行う。 | 3月7日(水) 14時～15時 | | |
| 児童・家庭支援センター | 四番町児童館 中西・2454 | 0歳児すくすくタイム 「親と子のふれあい体操」 | 親子で楽しく体を動かして遊ぶ。 | 3月7日(水) 10時30分～11時30分 | | |
| 九段中等教育学校 経営企画室 | 管理係 井上・63102 | 3月の九段天体観望会募集開始 | 星座の見つけ方、3月の星空、九段中等屋上大型望遠鏡の操作方法など | 3月17日(土) 17時30分～19時30分 | 九段中等教育学校 | |
| 文化振興課 | 図書館係 井口・3149 | 東京2020を支える人たちトップアスリートを支えるスポーツ科学 | トップアスリートたちを支えるスポーツ科学の支援を紹介。 | 3月22日14時～15時30分 | 日比谷図書文化館 | 日比谷図書文化館 |
| 文化振興課 | 千代田図書館 高橋・3170 | 千代田図書館 情報探索講習会 | 3/14から新しくなる変わる図書検索機の使い方やパスワード登録方法などの講習会 | ①3月24日14時～14時20分 ②3月26日18時30分～18時50分 | 千代田図書館 | 千代田図書館 |
| 文化振興課 | 文化財係 高木・59410 | 文化財保護調査員の募集 | 平成30年度～31年度の2年任期で募集 | | | |
| 生涯学習・スポーツ課 | 管理係 小森・3148 | 第12期生涯学習推進委員を募集 | 生涯学習施策を効果的に推進するための生涯学習推進委員会議における、第12期委員を募集する。 | 平成30～31年度 (任期2年) | | |
| 生涯学習・スポーツ課 | スポーツ振興係 金子・3155 | 区民ゴルフ大会 | 区内在住・在勤者を対象に区民ゴルフ大会を開催する。 | 4月3日(火)8時アウト・イン同時スタート | 若洲ゴルフリンクス(江東区若洲3-1-2) | 千代田区体育協会 |
| 生涯学習・スポーツ課 | スポーツ振興係 金子・3155 | 水泳講習会(スキルアップ) | 15歳以上(中学生を除く)の区内在住・在勤・在学者を対象に水泳講習会を行う。 | 4月7日～21日の毎週土曜日(全3回)18時45分～20時15分 | 神田さくら館 | 千代田区体育協会 |
| 生涯学習・スポーツ課 | スポーツ振興係 金子・3155 | 千代田区陸上競技選手権大会 | 区内在住・在勤・在学者を対象に千代田区陸上選手権大会を行う。 | 4月8日(日)9時30分～17時30分 | 江戸川陸上競技場(江戸川区清新町2-1-1) | 千代田区体育協会 |
| 生涯学習・スポーツ課 | スポーツ振興係 金子・3155 | 太極拳初心者講習会 | 区内在住・在勤者と千代田区太極拳連盟加盟団体の方を対象に太極拳初心者講習会を開催する。 | 4月11日～5月23日の毎週水曜(5/2を除く全6回)18時30分～20時 | スポーツセンター | 千代田区体育協会 |

広報千代田（2月20日号）掲載予定 子ども部、地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）所管事項

| 課 | 係 (担当者 ・内線) | 件 名 | 事 業 の 概 略 | と き | 会 場 | 主 催 者 |
|------------|------------------------|---|--|------------------------------------|--------------------------------|-----------|
| | | | | 開催日・ 開催期間 | (住所) | 区以外が主催のとき |
| 生涯学習・スポーツ課 | 管理係 長谷阪・3148 | 九段生涯学習館を利用しませんか～空 室情報をツイッターに掲載～ | 九段生涯学習館の利用について周知する。 | | | 九段生涯学習館 |
| 生涯学習・スポーツ課 | スポーツ振興係 小笠原、吉田・3155 | スポーツ施設の5月分利用申込み・抽選 日等を案内する。(スポーツセンターの み6月分) | 5月のスポーツ施設の利用申込み抽選 | | | |
| 生涯学習・スポーツ課 | 管理係 工藤・3153 | 平成30年度日曜青年教室受講生募集 | 区内在住・在勤または区立の小中学校に在 学したことがあり、団体行動がとれる15歳 以上の知的障害者の方(原則、身の回りのこ とが自分でできる方)の余暇の充実を図るた め、受講生を募集する。 | 平成30年4月～平成31年 3月(原則月2回、日曜 日) | | |
| 文化振興課 | 文化振興係 寺田・3146 | ポコラート全国公募vol.8 応募作品一 挙公開 | ポコラート全国公募vol.8の全応募作品を一 挙公開。来場者の投票を入選選考に反映。 | 2月23日(金)～2月5日 (日) | アーツ千代田 3331(外神田6- 11-14) | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |